

開会 午前10時10分

○議会事務局（本間君） 互礼をもって始めたいと思いますので、ご起立ください。

ただいまより一般会計予算決算特別委員会の総務建設分科会のほうを始めたいと思います。相互に礼。ご着席ください。

分科会長よりご挨拶をお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 改めまして、おはようございます。

朝、新聞を見ましたら、ウクライナ侵攻から1年ということで、なるべく早く平和になっていただきたいということと、あと、静岡県が3年連続で移住先1位ということだったので、そういったものをまた、菊川市もまた、移住をしていただければと思います。

以上、挨拶とさせていただきます。

○議会事務局（本間君） ありがとうございます。

それでは、ここからの議事進行を分科会長をお願いします。

○分科会長（西下敦基君） ただいまから一般会計予算決算特別委員会総務建設分科会を開会いたします。

これより議事に入ります。

本委員会に付託されました議案第12号 令和4年度菊川市一般会計補正予算（第11号）のうち、総務建設分科会所管に係る項目を議題とします。

議会基本条例第11条第1項に「議会は、言論の府であって、議長は、市長等に対する会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならない」と定められていることから、今回の議案審査でも、質疑よりも自由討議を充実させ、議員相互間の議論を尽くして合意形成をした内容にて、基本条例第11条に基づく分科会報告書にしたいと思います。

自由討議では、議案審査の中から委員全員で討議したいことをテーマとし、議論を行いたいと思います。自由討議を充実させたいことから、分科会報告でも議員間討議の内容を重視していくため、審査内容を精査し自由討議の記載を充実し、分科会報告でも自由討議の読み上げをいたします。

また、3月2日の予算決算特別委員会では、委員会での審査内容を確認するための質問を

することがないように、分科会の会議録を作成出来次第、全議員に周知させていただきますが、その際に周知する会議録は校正を行っていないものとなるため、議員のみの確認資料として取り扱いしていただくようお願いいたします。

審査内容の質問が当日出た場合には、会議録にて確認してくださいと回答させていただきますのでご了承ください。

それでは、これより質疑を行います。部ごと順番に質疑を行います。質疑、答弁に当たっては、必ず事前に挙手をし、指名を受けてから発言するようお願いいたします。委員は、質疑通告一覧順に質疑を行うようお願いいたします。また発言する際には、必ず冒頭で番号、役職等を述べ、はっきりと大きな声で発言するようお願いいたします。あとマイクの確認もお願いします。限られた時間を有効に活用するため、議員個人の意見については後に予定しております自由討議で述べていただき、簡潔明瞭な質疑・答弁にご協力をお願いします。

なお、本件につきましては、3月2日に開催予定の一般会計予算決算特別委員会にて採決を行います。

はじめに、総務建設経済部の審査を行います。

中川建設経済部長、所管する課名等を述べてください。部長。

○建設経済部長（中川敬司君） 建設経済部長でございます。所管する課ですけど、建設課、都市計画課、商工観光課、農林課、茶業振興課の5課でございます。よろしく申し上げます。

茶業振興課長ですけど、本日開催されますJAの茶業振興大会、こちらのほうに出席をするものですから、茶業振興課の審議を先にさせていただいて、茶業振興課の審議が終了しましたら、課長のほうは退席をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） ありがとうございます。

それでは質疑を行います。初めに事前通知の質疑から行います。

本日は、公務の関係で茶業振興課の質疑より行い、茶業振興分の終了後に茶業振興課長が退席となりますので、ご了承ください。

通告一覧のうち、21番の質疑を初めに行い、その後は事前通知順に、挙手の上、質疑を行ってください。鈴木委員。

○8番（鈴木直博君） 8番 鈴木です。6款1項3目農業振興総務費、茶業振興課。タブレットは172ページです。

茶業振興計画策定委託料36万8,000円減であるが、契約内容の見直しにより、茶業振興計画策定事業や茶文化の承継・海外への普及事業を推進する支援に影響はないかということで、

お願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。茶業振興課長。どうぞ。

○茶業振興課長（赤堀耕二君） 初めに、先ほど部長のほうからもご説明ございましたけども、私、この後、JAの振興大会のほうで、講演の場を設けさせてもらったものですから、新しい茶業振興計画につきまして、少し生産者の皆さまの前で講演をさせていただきますことをご承知おきください。よろしくお願いいたします。

それでは、鈴木委員のご答弁を申し上げます。

本業務委託になるんですけども、こちら現在の茶業振興計画になります。これが本年度で終期を迎えるため、新たな……。

○分科会長（西下敦基君） もう少し大きな声で、もう少し近づけて。マイクのさっき調整でハウリングして音量を落としたから、多分マイクが拾いづらいかと思いますので、少し大きめの言葉でお願いします。

○茶業振興課長（赤堀耕二君） もう一度、ご説明します。

本業務委託ですけども、こちら現在の茶業振興計画になります。これが今年度で終期を迎えます。そのため、新たな茶業振興計画をつくるための作業の業務委託になります。そういったことで、鈴木委員のご質問なんですけども、推進事業についての影響ということなんですけども、これをやることによって推進事業に特段影響を与えることはございませんので、ご承知置きください。簡単ですけども、以上になります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。鈴木委員、再質疑はありますか。

○8番（鈴木直博君） ありません。分かりました。

○分科会長（西下敦基君） 以上で事前通知の質疑を終了します。

その他に関連で質疑がある委員は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、次の質問に移らせていただきます。

そしたら、建設経済部の1番のほうから質問をさせていただきます。

1番目、自分ですので、自分から質問をさせていただきます。

8款2項2目道路維持管理費。タブレット、213ページで、担当課は建設課です。

債務負担行為にて道路舗装補修を行うと、場所はどこになりますか。お願いします。

浅羽建設課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長でございます。西下議員の質疑にお答えします。

債務負担行為にて道路舗装補修を行う場所はどこかについては、こちらにつきましては、箇所づけされた場所はなく、日々発生する舗装補修の要望に対し、現場を確認し、適宜、随時必要な対応をするための費用となります。

令和5年度当初予算の舗装補修工事費として、2,400万円のうち、400万円を債務負担行為として設定し、年度当初の4月1日からの舗装破損等に伴う補修を実施できるようにするための債務負担行為となります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁をいただきましたが、特に再質問はないです。

ほかの方で関連質疑のある方は挙手をお願いします。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、次に、移らせていただきます。

2番目の質問、山下委員をお願いします。山下委員。

○17番（山下 修君） 17番 山下です。8款2項2目、説明資料の215ページ。社会資本整備総合交付金事業道路橋梁長寿命化で、交付金内示額の減により工事費を減額するとあるが、追加補正分として計上していた工事はどのように対応するのかということをお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 浅羽建設課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長でございます。山下議員の質疑にお答えします。

交付金内示額の減により工事費を減額するとあるが、追加補正分として計上していた工事はどのように対応するのかについては、追加補正分として計上しているのは、菊川橋と稲木橋の2つの工事であります。内示としましては、133万6,000円の減額内示を受けました。この2つの橋で、工事間で、採り合いの舗装補修工事等で事業調整をすることを想定しておりますが、請負差金等もありますので、工事を実施していく中で、予定していた工程が全てできるよう、進捗管理を行っていきたいと思っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はありますか。山下委員。

○17番（山下 修君） そうすると工事内容というのは、両サイド、オーバブリッジの両サイドという環境でよろしいのでしょうか。東名高速道路の橋梁って、こういう言葉があるもんですから。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽建設課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。補正の追加で要望したのは、バローの向こうの菊川橋と稲荷部川にかかっている稲木橋で、高速道路に架かる2橋というのは、もう事業のほうが終わって、事業費が確定して、そちらを減額して、この菊川橋と稲木橋のほうの事業に財源組替えをしたりするので先ほど自分が申しあげました舗装の執りあいとかで調整するというのは、稲木橋の舗装や菊川橋の事業の中で、この2つの事業間で、ちょっと調整していくということで。東名高速道路に架かる2橋の橋梁点検のほうは、事業は確定して、予定していたより事業費は減額になったので、予定していた工事は出来て、事業費の減となりました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑は、17番 山下委員。ありません。

○17番（山下 修君） はい。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、次に移ります。

3番目の質問です。鈴木委員お願いします。

○8番（鈴木直博君） 8番 鈴木です。タブレットページ、219ページ、社会資本整備総合交付金事業市道赤土高橋線。

交付金追加補正予算の内示額が要求額より減額となり、道路改良工事費7,004万円の減額とありますが、どのような改良工事にとどめるのか、お伺いしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽建設課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。鈴木直博議員の質疑にお答えします。

交付金追加補正予算の内示額が要求額より減額とあるが、どのような改良工事にとどめるのかについてですが、現在、掛川浜岡線、小笠バイパスの市施工区間の市道赤土高橋線の高橋工区244メートル区間で山切り工事を進めております。区間全体で残りの切土量が6万立米ということで、その事業費を要求いたしました。交付金の内示額の減額となったことから、約4万1,000立米の山切り工事を次期の工事に送るということで、次期の工事に手戻りのない範囲で、与えられた予算で山切り工事を進めると、切りのいいところまで山切り工事をやるということで、事業のほうの推進を図っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はありますか。

○8番（鈴木直博君） ありません。ありがとうございました。

○分科会長（西下敦基君） こちら関連質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、次に移ります。

4番目、坪井委員、お願いします。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。8款3項2目の河川維持管理総務費ということで、質問内容は、作業員の傷害保険料が大幅に減額となった理由はです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽建設課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。坪井委員の質疑にお答えします。

作業員傷害保険料が大幅に減額となった理由はについてですが、当初予算を計上する際、保険業者の3社から見積もりを聴取しました。当初予算に当たっては、そのうちの最高額を当初予算として計上させていただきました。契約に当たっては、3社との契約の中で最低額を投じた業者と契約したことになりますので、大幅な減になります。請負差金分の減額ということになります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問はございますか。

○3番（坪井仲治君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、次の5番目の質問にさせていただきます。

こちら私から質問させていただきます。

8款4項6目都市公園整備事業費、タブレットの237ページです。

公園施設整備事業債を一般財源に組み替えた理由についてお伺いします。

都市計画課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。公園施設整備事業債を一般財源に組み替えた理由についてですが、スーパーマーケットバローの北側にございます、あさひ公園のトイレをユニバーサルデザインに対応した公園に更新するに当たり、当初は既存トイレを取り壊し同じ場所に設置を計画しましたが、電柱等が支障になった関係で位置を変更することとなりました。結果、トイレの位置が公園敷地内であっても、既存場所から変わる場合は既存トイレの解体工事費は起債対象とならないため、その分一般財源に組み替わったものであり

ます。

そのほか、一般財源で行う工事費の増額に伴って変更となっています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁をいただきました。特に再質問はないですが、ほかに関連で質問したい方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、6番目の質問を松本委員お願いいたします。

○14番（松本正幸君） 8款5項1目建築物等耐震改修促進事業費、タブレットのほうが238ページになります。

この中で大きな減額があるんですけれども、これは1,088万6,000円の減額となっているんですけれども、各種の事業、いわゆる補助件数が予定より少ない要因と、あと制度の関係、周知の方法、いろいろあるかと思うんですけれども、そういった課題と分析、こういったものについて、どのようにされているのか、お伺いをいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。星野都市計画課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。建築物等耐震改修促進事業費の本年度の予定と分析について説明させていただきます。

「わが家の耐震診断」は、予定25件に対して17件、耐震補強計画補強工事一体型は予定10件に対して6件が実績になりました。それぞれの補助件数減少の理由は、「わが家の専門家診断」については、高齢化と対象戸数の減少が主な理由となっております。

次に、耐震補強事業については、所有者の高齢化と資金面が負担となることが主な要因となっていると考えております。

近隣の輸送路沿いの耐震改修事業については、令和2年度から対象の3件の方と交渉を続け、うち、西方地区の1件の補強工事が完了しました。残り2件については交渉を続けておりますが、所有者の高齢化と、補強か解体かについて家族内で話がまとまらなかったことが進まなかった要因でございます。

ブロック塀の撤去については、予定20件に対し8件、ブロック塀の更新は予定8件に対して3件となります。補助件数が少ない要因ですが、平成30年6月のブロック塀が倒壊したことにより小学生が亡くなった大阪府北部地震から月日が経過し、所有者の危険性に対する意識が薄れてきたのではないかと考えられます。

制度周知については、従来の広報やホームページへの掲載に加え、今年度から県のテレビ

CMへの、市のSNSを活用したPRを行った上で、ダイレクトメールの送付や個別訪問を実施し、可能な限り設置を行ったところでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問はございますか。14番 松本委員。

○14番（松本正幸君） 松本です。少し見せていただいたんですけども、令和3年度重点施策の実施結果というのがあるんですけども、令和3年度を取組がいわゆる評価がCになっているかと思うんです。そういった中で取組を進めるという中で、基本的に重点的にどのような取組をしたのか分かりませんが、基本的にこのような減額が大きいということは、制度上の関係があるんじゃないかなと思いますし、また、この関係については、「TOUKAI-0」の総仕上げに向けたロードマップというものが出ているかと思うんです。これは令和3年から令和7年に向けての、この総仕上げの年というのは、5年間のことを指しているかと思うんです。そういうことで、やはり耐震化率とか、こういったものが本来的には影響がしてくるんじゃないかなと思うことと、それと菊川市の耐震化率を教えてくださいと、あと、高齢化社会になりまして、実質的に高齢化住宅、いわゆる独り暮らしで住んでいるとか、高齢者が住んでいてお金の関係のやりくりができないような家庭というのはあるかと思うんです。そこら辺の把握はされているかどうか、答弁を願いたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 星野都市計画課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。

今、令和3年度の評価Cということは、目標に達していなかったという結果でCというような評価がされています。1番の問題、先ほど言いましたけど、金銭的な問題というのが1番大きな問題でございます。それとあと制度的な問題という部分も確かにございまして、TOUKAI-0の補助金も上げてきているというのは事実でございますが、やはり家の大きさ、家の耐震状況といいますか、強度の問題で、それぞれの家が耐震補強をやった場合、どれだけかかるか、家ごと全く違うということで、例えば話をしたときに、筋交いと金具程度でいいという家は非常に安く上がるんですが、やはり屋根から変えなくちゃ駄目とかというふうになると、やっぱり1,000万円くらいにはかかる。そして100万ちょっとの補助金だと、900万出してくれとなってしまうので、ここら辺が非常にきついということがございます。ただ、これ結果的には補助金というのは、一般世帯、高齢者世帯ということで、それぞれ補助限度額が決まっていますので、そこをちょっと変えるというのはなかなか難しいかなという



ことで考えています。ただ、先ほども説明しましたが、県の緊急輸送、それにつきましては、こちらについては補助率が全く違う計算をしております、ちょっと手元に今ないんですけど、ほとんど地元負担というか個人負担なくて、大体1割ぐらい負担していただければ、残りは大きな限度額はありますけど、負担がなくてできるという制度がございますので、輸送路最優先でということで、その制度改正はさせていただいたものでございます。

あと、高齢化の人の把握はダイレクトメールでやっていますので、世帯構成は分かっています。ちょっと人数の資料を持っておりませんが、ただ独り暮らしのお金の資金状況というところはそこまでは把握してなくて、面談をした中とかアンケートを取った中で、何でやらないのという理由の中では、やっぱり資金繰りの話がちょっと難しいよというふうなことを言われています。

耐震化率はちょっと私の手元に持ってないものですから、住宅・宅地統計調査の平成30年度、5年ごとに行っている結果が、机のほうに行かないとありませんので、ちょっと後で報告させていただきたい。以上です。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はありますか。14番 松本委員。

○14番（松本正幸君） 実質的に耐震化率というものが、恐らく県のほうの目標とされているのが95%なんです。そういうことからいくと、多分ですよ、80かそこらぐらいに収まっているんじゃないかなと思うんです。今の菊川市の耐震化率、80ちょっと出るんじゃないかなと思うんですけれども、やはりこういった関係で、制度的に建て替えの方向とか移転とか、こういったものの補助もあるわけです。いろんないわゆる工夫とかさ、こういったものを凝らして、制度的な周知をすべきじゃないかなと思うんですけれども、どうですか、その点について。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。星野都市計画課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。言われるとおり、補助金が多ければ多いほど、乗ってきていただけるかなというのは思っておりますが、やはり一定の限度額というのはございますので、その中で収めて行きたいと思っております。この事業、令和6年度、一応最終ということで、先ほどの県のほうのテレビCMということで、もう最後ですよという訴えをテレビの方で何回もさせていただいておりますので、その期間の短い間に制度が変わるかというのはちょっと疑問がございますので、ただ、話しかけ、声掛けだけはしっかりしていきたいということで考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。

○14番（松本正幸君） 補正でありますので、いいにします。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございませんか。16番 横山隆一委員。

○16番（横山隆一君） 16番です。ちょっと、私、久しぶりにこちらの所管が変わったもの  
ですから、ちょっと分からなかったんですが、特に緊急輸送——ごめんなさい、16番ですけ  
ど。

○分科会長（西下敦基君） はい。

○16番（横山隆一君） 緊急輸送路であるとか、輸送路、耐震補強であるとか、ブロック塀  
等の撤去補助金とか、これというのは、改修に必要な総件数とかというのは把握をされてい  
て、そしてここに出ているのは申請があったものということでしょうか。全体の必要な改修、  
特に緊急輸送路に対しては、市内見渡せば分かると思うんですが、そういう必要量、改修の  
必要量というのは、件数というんですか、そういうのは全部把握をされていて、今年度は、  
若干件数が減っていますが、その辺の要因というんですか、原因というんですか、それをち  
よっと聞きたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。星野都市計画課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。すみません。ブロック塀は何も申請がな  
いものですから、把握はできていません。

〔「いません」と呼ぶ者あり〕

○都市計画課長（星野和吉君） はい。緊急輸送路につきましては、掛川浜岡線、県道ですね  
を主体、一部市道を通りますけど、静岡県が指定する輸送路沿いを一度テレビカメラ、よく  
グーグルであると思うんですけど、あれを走らせます。走らせて、倒壊しそうなおそれ、倒  
壊した場合、一応、道路を閉塞する可能性がある住宅を全部調べました。その中で耐震がさ  
れてない家が菊川市内3件。

〔「3件しかない」と呼ぶ者あり〕

○都市計画課長（星野和吉君） はい。ありますので、その3件については、西方地内に1件、  
小笠南地区に2件ありますので、その3件の方と交渉をしています。

〔「してる」と呼ぶ者あり〕

○都市計画課長（星野和吉君） 1件については、耐震補強計画を立てて、補強工事が今年終  
わった。もう2件の方については、ちょっと高齢で、先ほども言いましたけど、家族間、ち

よって解体するか、建て直すか、補強するか、ちょっとまだ話がまとまらないという家庭が2件、高齢者になりますので、そんな形でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁をいただきました。再質疑はありますか。

○16番（横山隆一君） なしです。

○分科会長（西下敦基君） ちょっと1点、自分から質問あるんですけど、この耐震化の関係でお金がかかるということでちょっと出来ないという方に、危機管理課でやったら、防災ベッドとか、耐震シェルターとか、こちら紹介したりとか、そこら辺の連携をされているのかどうか、お伺いします。

どうぞ、都市計画課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。訪問をさせていただいておりますので、もし耐震が難しいのであれば、寝るところだけでも、ベッドどうですか、シェルターどうですか、宣伝はさせていただいています。

○分科会長（西下敦基君） ありがとうございます。

ほかに関連質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、次に移ります。

7番目、須藤委員お願いします。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。5款1項1目労働者福祉対策費についてお伺いいたします。タブレットページ163ページになります。

勤労者住宅建設資金貸付金の新規申込み件数の減少による減額ということで、3,312万5,000円の減額措置がなされていますが、その内訳と要因はついてお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松商工観光課長。

○商工観光課長（笹松光普君） 商工観光課長であります。勤労者住宅建設資金貸付金におきましては、当初予算において過去5年間の実績を勘案しながら予算計上させていただいております。過去5年間で年間28件から29件の申込み件数が推移してきたところでございまして、今年度の当初については30件、そして必要な事業費を計上いたしました。しかし今年度の12月末までの新規借入件数というのが20件にとどまっておりますことから、この20件と、年度末までにまだ中古住宅とか建売住宅の購入に伴う追加申請を勘案し、これも過去5年間の平均を参考に4件見込んで、年間24件として、見込件数を修正したことに伴う減額になります。

内訳といたしますと、この貸付金の貸付上限額が1件500万円でございますので、この6件減らしたことによる3,000万円の減額と残り300万円余りは上限の500万まで借り受けなかった方とか前倒しで返済をさせた過去の方、こういった実績に伴う減額になります。

この件数減少の要因といたしましては、新設住宅着工統計とかを見ますと県内の新設住宅着工数というのは建設資材の高騰などの影響を受けて減少傾向がございまして、こういった社会的な影響がこの現象の要因として考えられております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はありますか。

6番 須藤委員。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。令和3年度の監査の審査所見を拝見いたしますと、住宅資金の貸付は昨今の住宅事情の高まりから制度が有効に活用されており、資金の貸付件数はSNS等での制度の周知を行った結果、前年に比べ4件の増となった。引き続き、制度の周知を図りたいというふうにあるんですけども、実績としては令和2年度が97.8%の執行率、令和3年度が94.8%の執行率ということでちょっと下がっていらっしゃいまして、単年度も下がっていらっしゃったと思うんですけども、制度の周知についてはいかがだったんでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹原商工観光課長。

○商工観光課長（笹松光普君） 商工観光課長でございます。制度の周知につきましては、例えば住宅ローンにつきましては、労金さんと一緒に労金さんのほうで貸付、借入ができるような制度になっておりますので、そういったところをまず労金さんの窓口でこういったご案内をさせていただいているというのは1番大きなところでございますし、これは基本的に市内で働いている方々が対象となりますので、労働者団体等にもお知らせをしながら周知をさせていただいているところでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問はございますか。なければ、関連質疑があれば。

ちょっと1点だけ質問いいですかね。こちらコロナとかの関係とかというのは、影響はなかったのかどうかお伺いします。

答弁を求めます。笹松商工観光課長。

○商工観光課長（笹松光普君） 商工観光課長でございます。コロナの影響か建設資材の影響

かというのが区分できないというのが正直な現状でございますが、減少傾向にある時期というのはやはりコロナの時期とは重なっております。実態的にコロナになって、物流が動かなくなったりして、建設資材が上がっているとか。そういった1つだけの理由ではなく、いろんな要因が重なっているものであるとは考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。こちら関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、8番目の鈴木委員、質問をお願いします。

○8番（鈴木直博君） 8番 鈴木です。タブレットのページが188ページです。創業支援事業承継支援事業費コワーキングスペースの併設を検討するとありますけど、相談窓口や創業に関する知識習得の場の提供にどのような影響があるのか教えてください。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松商工観光課長。

○商工観光課長（笹松光普君） 商工観光課長でございます。今回、補正予算としてご提案いたしました120万円余の計画補正予算につきましては、産業支援センターの機能として当初相談機能だけを開設することを想定して、本年度の詳細設計をして来年度の改修というものを予定しておりましたが、計画の見直しに伴いまして産業支援センターにコワーキングスペースを併設するといたしましたことから、当初提示しておりました相談機能の開設に係る詳細設計のための委託料を減額するものでございます。

ご質問にありましたコワーキングスペースにつきましては、周辺施設に開設されていますコワーキングスペースとは異なりまして、単なる共有の働くスペースではなく、コミュニティスペースとしての運営を目指しているところでございます。つまり、ここで事業運営に関する相談のあった方だとか新たな事業を始めようとする創業者、画期的な発想を持ったスタートアップ企業など、様々な方々が集いやすいよう創業とか販路拡大などのこういったところで知識習得のセミナーを開催したり、情報交換などを行ったりというようなイベントを展開することで、ヒントが集まりビジネスマッチングなどの好循環を生み出していきたいと思っております。

こういった中での知識習得の場の提供も主として考えているところでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。鈴木委員、再質問ありますか。鈴木委員。

○8番（鈴木直博君） 8番 鈴木です。そうしますと、産業支援センターというのがあって、

そこを改修というのか、改良して設計をしていこうと。そういうことで全体の面積というか、それは変わらないということで。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松商工観光課長。

○商工観光課長（笹松光普君） 商工観光課長です。元々は相談機能だけでしたので、場所はそれほど変わらなくても機能として相談機能だけであれば、もう少し小さい面積だけでも大丈夫ではあります。ただ、今回はコワーキングスペースも設置するので、今回駅前にある島田掛川信用金庫の駅前支店が土地の1階全てを想定しております。

もともと相談機能だけであれば、もしかしたらその一部だけということも考えられたんですけど、そこら辺は今回詳細設計をしていませんので、ちょっと具体的にはどのくらいの面積で収まったということは申し上げられない状況でございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質問はありますか。

8番 鈴木委員。

○8番（鈴木直博君） ちょっとスペースのイメージがよく分からないんですけど、島田のおびサポというあそこのスペース、あそこに比べてどんな大きさになるのか。あれよりも遥かに大きいスペースなんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松商工観光課長。

○商工観光課長（笹松光普君） 商工観光課長でございます。島田のおびサポに比べまして、面積は一回り、二回りは大きいです。ただ、島田のおびサポのほうは事務スペースも結構余裕を持って取っていますので、私どもの考えている産業支援センターは、一部は本庁に残しつつ、出先的に置いたりしますので事務スペースが逆に少し少なくなるというようなイメージをしております。スペース全体としては、1階のフロアは全体としては限られていますので、そこをできる限り有効的に活用していくことを考えています。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。

○8番（鈴木直博君） 分かりました。ありがとうございました。

○分科会長（西下敦基君） 関連はありますか。なければ次に移ります。

9番目の質問を横山陽仁委員、お願いします。

○11番（横山陽仁君） 11番 横山です。7款1項1目のふるさと納税事業費、予算書の59ページのタブレットの187ページですが、ふるさと納税寄附見込み金額減少とありますが、ここから見える件数の内訳と大幅減の要因、これらを見てそれらの課題解決に向けた分析と改

善策はどのように協議されたか聞きたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松商工観光課長。

○商工観光課長（笹松光普君） 商工観光課長でございます。まず、件数の内訳でございますが、寄附者の皆様には今年1月末時点において6,375件のお礼の品をお返ししております。最も人気のある返礼品というのは、赤堀さんの頸椎安定といわれる枕でございます、1,666件、全体の26%を占めております。続いて、静岡カントリー浜岡コースのホテル利用券で368件、6%くらいを占めます。3番目はホロンゴルフクラブのプレー割引券で324.5%程度となっております。

今年度の寄附見込み金額が大幅に減少した要因といたしましては、令和3年度の寄附金額1億5,900万円余のうち34%程度を占めておりました炭火焼きレストランさわやかなの商品券の提供を8月に終了したことが大きく影響しております。

本市ふるさと納税に係る課題につきましては、少し先にふるさと納税の仕組みについてご説明をさせていただきます。ふるさと納税の制度を運用するためには必要な申込サイトの運営とか決済手続きに係る手数料ですとか返礼品を紹介するための広報などこういった必要な事務費というのは総務大臣が定める基準によって寄附金額の50%以内に定められております。これによって1件あたりの寄附金額が低い場合には事務費に占める送料とか手数料などが高くなってしまいますので、広報経費等の捻出というのが難しくなります。このため、多くの寄附を集めることができる自治体というのはサイトの上位に表示されるような経費を使ったり、広告などにたくさん経費を使うことができますので、ますます多くの方に見ていただいて寄附が集まるという好循環になっています。

したがって、本市としましてはまずこういった好循環を生み出していけないといけないと考えておまして、まず寄附単価を増やしていけないといけない。そうすることで広告等の経費を捻出していけないといけないというような戦略を取っていけないといけないような状況にあります。

このため、来年度以降、高額寄附者からのお礼の品を選ばれやすい、例えばゴルフ場関連の品を充填化することですとか、高所得者層が使用するサイトを新たに寄附の申し込みサイトに活用するなど、高額寄附を増やす取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問は終わりますか。

○11番（横山陽仁君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） ちょっと自分、質問したいんですけど。広告料が300万円の減があるんですけど、こちらは広告料の減額が300万ありまして、こちらの影響はなかったのかお伺いします。笹松商工観光課長。

○商工観光課長（笹松光普君） 商工観光課長でございます。この広告料も、実は先ほど申し上げましたとおり、寄附額が減ると事務費に使う枠が減ってしまうものですから、まさにこういった悪循環が生まれてしまっているという状況です。本当であれば、広告を打って、さらに寄附を募りたかったところがございますが、寄附が減った分、その分事務費を減らさざるを得なくて、ただ一方で、ポータルサイトの運営費とか必ず必要な分の経費というのは捻出しないといけないものですから、どうしてもまずは広告費から切っていかなければいけないというのが今の現状であります。そういった意味で、やはり1件あたりの単価というのを上げていくというのは非常に重要と考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁をいただきました。関連質疑はございますか。

なければ、10番目の山下委員、お願いします。

○17番（山下 修君） 17番です。7款1項2目説明資料の196ページ、県の物価高騰対策緊急支援事業特別補正予算で、上乘せとあるが、どのような内容か。また、現時点での県支援事業の実施状況は。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松商工観光課長。

○商工観光課長（笹松光普君） 商工観光課長でございます。県の中小企業等物価高騰緊急対策事業費補助金といいますのは、補助対象者が中小企業者となっております。こういった方々が展示会等へ出展する販路拡大とか業務効率化に向けた機器購入に対して事業費の上限を75万円としておりますが、県がその3分の2である50万円を補助します。市の事業としましては、そこに残りの3分の1の半分、6分の1を上乘せ補助するというような事業を展開することで市内の中小企業等を支援する事業として12月補正予算に計上させていただいたところでございます。

12月議会でご承認いただいたときというのは県の予算が10億円でございます。これを本市の企業規模に応じて換算いたしまして、市としてはその500万円の予算を計上いたしましたが、その後、県がその10億円を55億円まで追加補正しました。こういったことに応じて、本市の制度も2,750万円として提案しているところでございます。

なお、本市の制度というのは申請者の事務負担とかを軽減するために、県の補助金確定後



に申請できるものとしておりますが、県の事務処理が実際は追いついていなくて、補助対象機関や申請機関が徐々に延伸しております。こういったこともあって、年度内の執行というのは非常に難しいことが想定されている状況にありまして、今回繰越明許費というのもご提案させていただいているところでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はありますか。17番。

○17番（山下 修君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） こちら関連質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、11番目の質疑を須藤委員お願いします。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。7款1項3目企業立地推進事業費についてお伺いいたします。タブレット197ページになります。

ステレオオフィス設置事業費補助金が減額となっておりますが、この内訳についてお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。商工観光課長。はい答弁をおこなってください。

○商工観光課長（笹松光普君） 商工観光課長でございます。本補助金は市外の事業者に対して市内でオフィス等を開設するときの諸費の回収経費とか一定期間、3年間の賃料を支援するという事で市内へのオフィス誘致を促進するということを目的として実施しております。

当初予算においては、既に市内でオフィスを開設した3社の賃料、これは確定しておりますので、これに令和3年度も新規に来ていただいた事業者が2社ございますので、令和4年度も2社分の新規分を想定して予算計上しました。この2社のうち1社は1社分の初期改修費も想定して当初予算に計上させていただいたところでございます。

現状は、5年度も新たに1社がオフィスを開設していただいたんですけども、まだ残り1社分については残りの区間分だけを残して減額のご提案をさせていただいているという形です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑はありますか。6番 須藤委員。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤委員。申し訳ありません。残りの区間分を残して1社分の減額をさせたというところが、ちょっとごめんなさい、理解ができなくて、もう一度ご説明いただければありがたいです。

○分科会長（西下敦基君） 商工観光課長。

○商工観光課長（笹松光普君） 商工観光課長でございます。まず、当初予算の5社のうち3社分が既に来ている方々の賃料なので、これはもう確定で変わりません。今年度新規に来ていただけるであろうと想定した2社のうち、1社は来ていただきましたので、来ていただきました9月以降ですので、それまでの分というのは使わないものですから、8月までの分というのは減額の対象になりました。もう1社分というのは、まだ来ていないものですから、これまでの期間、12月に補正予算を算定しましたので、12月分までを減額しました。それと、あと改修費についても減額しました。こういった内容が減額分としてなっております。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質問はありますか。なければ、関連された質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、12番目の質問、坪井委員、お願いします。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。12番目です。火剣山のキャンプ場管理費ということで、トイレ交換後の話なんですけど、予算計上の際に算定方法を見直す必要があるのではないかと伝えていたが、電気料金の減額に伴い、今後の算定方法については減少したかということです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（笹松光普君） 商工観光課長でございます。この当初予算においては、令和3年度にキャンプ場のトイレを洋式化したところに伴って電気料金も増えるということを見込んでおりました。このときはまだ実績データがなかったものですから、トイレの洋式化に合わせて電気使用料の基本料金とか利用料金の増額というのが電力料によって取り込まれますので、その電力料の枠の最大で予算形状をさせていただいたところでございます。ただ、今回補正予算におきましては、既に1年近くがトイレの洋式化から、改修から経過しております、利用実績というのがもう見えてまいりました。この利用実績に基づいて、おおよその電気料金の見通しが立ちましたので、実態に合わせた電気料金の算定方法として検証し直しまして、予算の減額をさせていただいたところでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑はございますか。3番 坪井委員。

○3番（坪井仲治君） 次年度以降は今回の実績を勘案してということで、定額値の半分のそういう計算でいくということよろしいですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（笹松光普君） 商工観光課長でございます。その通りで結構でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はありますか。こちら関連ありますか。なければ、次に、移ります。

13番目、須藤委員、お願いします。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。7款1項4目交流促進事業費についてお伺いいたします。タブレットの204ページになります。

アウトドアイベント事業委託料の確定に伴う減額ということで16万1,000円減額されておりますが、その内容についてお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（笹松光普君） 商工観光課長でございます。減額の内容につきましては、アウトドアイベントの参加人数の確定に伴う委託料の減額でございます。イベントは火剣山キャンプ場において50人程度の参加者を想定して実施する予定でございました。参加者を募集したところ、想定以上に希望をいただきまして、参加者確定のための抽選なりを行いまして結果的に14組44人の参加予定者を決定いたしました。これ50人程度を想定してきたんですけれども、1組ごとグループによって2人だったり3人だったりということで人数が違うものですから、キャンプ場が10区画とバンガローが5つあるんですけれども、バンガローの1つは管理用に使うものですから、14組までが来ていただける最大として、14組44人の参加者を決定いたしました。

ただ、非常に首都圏とか関西圏から来ていただいたんですけれども、当日までに参加者のキャンセルがございまして、順次抽選から外れた方には参加の希望を伺うなどはしたんですけれども、最終的に結局10組30人の参加者の決定となったということで、これに伴った減額になります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問はございますか。

なければ、関連質疑ありますか。

なければ、次、14番目の14番 松本委員、お願いします。

○14番（松本正幸君） 県立自然公園管理事業費で、タブレットのほうで206ページになります。この中で、維持補修費211万9,000円の減額、この中に内容説明の中に、修繕計画により次年度以降での実施とあるが、丹野池公園の全体的な修繕検討、また計画見直しの具体的な説明をお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（笹松光普君） 商工観光課長でございます。今回の修繕につきまして、当初予算をご承認いただいた後、丹野池公園の展望台の修繕に当たって、見積もりなりを取りましたところ、物価高なり資材高騰なども含めまして、大幅な増額が必要であるということが判明いたしました。

丹野池公園につきましては、この展望台以外にもほかの施設というのもございましたので、ほかの修繕というのも物価高の影響を受けるということと同様であると判断いたしまして、修繕費を平準化していくということの観点から、改めて計画的に実施しないといけないということが重要であると認識し直したところでございます。

修繕計画の内容につきましては、東屋の塗装を10年に一度に設定するとか、ウッドデッキの塗装を15年に一度に設定するとか、塗装事業者と性能維持が図られる期間を協議しながら塗装計画を延長するなどこういった見直しをしてまいりました。修繕費の平準化の観点から今回の延伸を図りましたスロープというのは、5年度に看板とかと合わせて実施するなどして、展望台は6年度以降に実施するという計画に見直したところでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問はございますか。14番 松本委員。

○14番（松本正幸君） 14番です。この修繕計画の見直しはいつされたんですか。それと、会計年度の特別の原則というのが本来にあるんですけども、これをどういうふうに捉えているのか。事故繰越みたいな形で、今の説明でいくと捉えられるかなという面があるんですけども。台風の影響というのもあったんじゃないかなと思うんですけども、どうですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（笹松光普君） 商工観光課長でございます。お認めいただいた予算というのをしっかり実行できなかったということは申し訳ないというところは非常に思っております。ただ、今回予算を計上したときと実施するときに、やはり非常に工事費に乖離が出てきているというのは非常に実情とありまして。これを計画として見直したというのは、実際はこの5年度の8月、9月。この事業を実施しようとしたときに、やはりこのまま経費が高いけど強行していくという判断までができなかったというのが我々の判断の現状でございます。

台風等の影響というよりは、やはりこの工事費の影響が主でございます。例えば一部だけを実施するというのもあったんですけども、やはり全体的に経費が上がっていること

もあって設備全体をもう一度いつやるのが適正か、いつまでなら持つのかというのを考え直す必要がございましたことから、1回今年度は見直しをさせていただいたというのが現状でございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問はございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。なかなか難しい判断だと思うんですね。ですので、できるだけ見直しを早くに図ることが本来の予算の関係について有効に活用できるような方法になるかと思うんです。今後、そういったものについては、恐らく9月の時点で何らかを出してくればありがたいなと思ったんですけども。そういったことにこれから注意をしてやっていただきたいと、このように思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） では、関連で。16番、お願いします。

○16番（横山隆一君） 16番。関連ですか。今出た繰越明許というのは会計年度独立の原則には該当しないんです、これって。ですが、事故繰越の場合には、該当するというんですか、なっていくと思うんですが。その判断というか、その改定行為とかについては説明できますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（笹松光普君） 商工観光課長でございます。今回の工事につきましては、事業費が払えなくなったというところが1番ですから、事業を繰り越すというところまでは考えなかった。一旦、例えば補正予算で計上させてもらって、実施が年度末から実施した上で事業を繰り越して完了させるという方法はあるとは思ったんですが、一旦、今回の計画自体を見直したことで、しっかり当初予算の中で修繕費っていうのを計上したほうがいいっていう判断をしました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を頂きました。再質問はありますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが。ちょっと申し添えますが、今言う、繰越明許のこういった今回の事業は、物価高騰によって資材の高騰だとかっていう話になると、これは事故繰越っていうのは、自然災害であるとか、あるいは今言う資材の入荷が困難であるとか、あるいは入札の不調であるとか、学校なんかでよくありますが、工事をやっているときに埋設物が出てきたとかって、こういうのが事故繰越になっているんです。

今言う物価高騰等に関しても、これは判断すると事故繰越になっていくわけです。ですから、こういったことはできるだけ、14番議員が言ったように、できるだけこういったところは、きちんと対応できるようにしておかないかんとお思いますんで、一言申し上げさせていただきました。

○分科会長（西下敦基君） 変えてよろしいですね。ほかに関連はありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ次に移ります。都市計画課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。先ほど、松本議員からの質問で、ちょっと答えられなかったことについてなのですが、耐震化計画は、R7年度まで今計画が立てられている形で県と市は同じでございます。目標値は、県が95、市も95でございます。

〔発言する者あり〕

○都市計画課長（星野和吉君） 目標値。目標値っていうのは、住宅・土地統計調査っていう5年ごとに行われる調査、一番近々のやつが平成30年、今度出るのが令和5年度っていうことになりますので、平成30年度の耐震化率については、92.6%ということをお願いします。

以上です。すみませんでした。

○分科会長（西下敦基君） 再質問は。

○16番（横山隆一君） いいです。

○分科会長（西下敦基君） 次に、15問目の質問を須藤委員、お願いします。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。6款1項3目農業経営基盤強化推進費についてお伺いいたします。タブレットは171ページになります。

強い農業づくり総合支援交付金817万5,000円は、新規事業要望による増額とありますが、事業の内容についてお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地農林課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。須藤委員のご質問にお答えします。

この国の、強い農業づくり総合支援交付金事業の事業メニューの1つに、この担い手確保経営強化推進事業がございます。

この事業ですけれども、人・農地プランに位置づけられた農業者が、低コスト化や規模拡大など、農業経営の発展に取り組む際に必要な機械等の取得・改良などの費用に対し、国から補助率50%、補助の上限額が3,000万円という支援を受けられる制度となっております。

今回申請する農業者ですけれども、作業の省力化や規模拡大・収量拡大を目的に、収穫機

やトラクターの購入を計画している農業事業となっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問はございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 関連はございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが。この栽培をされている種目っていうんですか、品目っていうのは、これは何ですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁をお願いします。農林課長。

○16番（横山隆一君） この農家の、経営体の。

○分科会長（西下敦基君） 農林課長、お願いします。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。この農業者が栽培しています作物ですけれども、レタス、グリーンリーフ、ブロッコリー、カリフラワー、芽キャベツ、エダマメで、今回サツマイモを作っていきたいということで、その辺が新しい作物をすごくやりたいということとで。

あと、それ以外のものについても、規模を少し拡大したいということになっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

○16番（横山隆一君） 分かりました。

○分科会長（西下敦基君） なければ関連、ほかに。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、次の質問をお願いします。16番目の質問、山下委員、お願いします。

○17番（山下 修君） 17番 山下です。6款1項3目、説明資料の173ページ。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当減額で、財源を組み替えた理由とございますか。1,000万は残してある。その辺の理由は、どういうことなんでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地農林課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。山下委員のご質問にお答えします。

まず、この肥料価格高騰対策事業ですけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これを100%充当いたしまして実施する予定でありました。

ですが、当初見込んでいた秋の肥料の分の高騰率、どのくらい上がったかという率が、当

初、この制度を設計する時点よりも低く示されまして、補助額が交付金の額を下回ってしまう可能性がありました。

また、それによりまして、できるだけ最大限、交付金が充当できるように検討いたしましたが、今後、垂木のほうも対応を考えておりまして、そちらもまだ高騰率が示されておられませんので、全体の必要額っていうのを正確に算定することが難しかったことから、交付金を余すことないようっていうことで、執行が見込める額を財源取替えといたしました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質問はございますか。17番。

○17番（山下 修君） 17番。この肥料の価格を単純に考えると、そんな高くなったかっていうような感覚を第一に持つんですけども。これは充当してもよろしいものでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。今回、国の補正で新型コロナウイルス関連っていうことで、その中で物価高騰について対処できるということがございましたので、その中で肥料高騰っていうのがかなり掘り下げられておりましたので、その部分を事業としてやらせていただきます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。

○17番（山下 修君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） ほかに関連質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、また17番目も山下委員、お願いします。

○17番（山下 修君） 6款2項2目土地改良補助事業費。説明資料の179ページです。

多面的機能支払交付金が減額配分となった要因っていうのは、理由は何でしょうか。ご説明ください。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。農林課長、お願いします。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。山下委員のご質問にお答えします。

この多面的機能支払交付金ですが、大きく分けて3つございまして、農地維持支払交付金と資源向上支払交付金のうちの共同作業、それから資源向上支払交付金の長寿命化という3つに分かれて、申請のほうをしております。

今回、交付決定におきまして、先ほどの3つの中の農地維持支払交付金と資源向上支払交



付金の共同作業につきましては、申請額に対して満額が交付決定をされました。

しかしながら、資源向上支払交付金の長寿命化につきましては、申請額に対して減額された交付決定となっております。

要因といたしまして、この長寿命化の部分の申請している組織、それぞれの申請者に対して交付率、交付決定された額と、あるいは交付率を出してきたんですが、そちらは同一となっておりますので、国の予算配分によりまして減額になったものと捉えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質問はございますか。17番。

○17番（山下 修君） 17番。そうしますと、まず年度計画とかって出して、多分、団体は予算していると思うんですけども。長寿命化に対して実施できなかった部分が、取りやめた部分があるっていう形になるのでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。おっしゃったとおり、各地区で本年度このぐらい長寿命化図りましようっていうことで、計画を立てたものを申請されておりますので。国のほうから、開示額がそういう形で低く出てしまったもんですから、地元と話をしまして、どの辺で収めれば問題ないかっていうことを調整して、延長を詰めたりとかそういった対応をさせていただいているっていうのが現状です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質問は。

○17番（山下 修君） そうしますと、どうしても長寿命化でやらなきゃいけないっていうことがあった場合には、全部、作業を修正という形で対応していただけるものなのかどうか。そこらあたりを。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。今回できなかった分につきましては、地元のほうで特に問題なければ、次年度の事業計画として、やってもらうっていうふうになりますが。もし、例えば、どうしてももう少し先までやらないと、ちょっと行政の事業に支障を来すですとか、営農に支障を来すよっていうことがございましたら、また個別にちょっと相談をさせていただいて、何らかの方法を取らなければいけないかなというふうには考えております。

以上です。

○17番（山下 修君） ありがとうございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。ほかに再質問のある方、関連質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、18番の坪井委員、質問をお願いします。

○3番（坪井仲治君） 18番目です。農村地域防災減災事業費ということで、市内73か所ある防災重点ため池の個数は。

また、ちょっと、ここ訂正させてください。「市内73か所ある防災重点ため池の」で、「令和4年度の耐震工事予定数及び令和5年度実施予定だった事業の前倒し個数は。」ということをお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁をお願いします。農林課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。坪井委員のご質問にお答えします。

まず市内の73か所ですが、市内にはため池95か所ございます。そのうちの73か所が防災重点ため池として位置づけをしております。

この73か所ですが、まず最初に調査を行います。この調査をしてある池が全部で54池ございます。残り11が今、調査中となっております。調査の必要がないという部分が8池ございます。

この調査済みの54池のうち14池っていうのが、耐震工事が不要っていうふうになっておまして、残りの40池が耐震工事が必要となっております。そのうちの6池というのが、耐震工事が完了しています。

令和4年度の耐震工事の予定数につきましては、高法地池、和田口池、和田奥池、丹野池、丑池の5池となっております。

令和5年度に事業実施予定だった前倒し個数ですけれども、2池ございます。これが、先ほど申し上げました和田奥池と丑池の、令和5年度分の工事を前倒しで実施する予定となっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問はございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、19番目の質問を坪井委員、お願いします。

○3番（坪井仲治君） すみません、19番目です。農業施設維持管理費ということで、揚水ポンプの電気料減額はポンプの運転が適切になったためかということなのです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。坪井委員のご質問にお答えします。

まず、この電気料につきましては、今年度と令和3年度の電気料を比べましたところ、降雨量が多かった月を除きまして同程度の使用料であることから、適切に稼働していると考えております。

このことから、今年度、減額になった要因としては、降雨などによりポンプの稼働が少なかったのじゃないかと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問はございますか。

○3番（坪井仲治君） いいです。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、次の20番目の質問を坪井委員、お願いします。

○3番（坪井仲治君） すみません。20番目です。過年災害復旧事業費ということで、農林課分です。

令和元年被害（台風19号）の、馬場井堰のここまでの復旧工事の経過ということでお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。坪井委員のご質問にお答えします。

まず、令和元年の被災以降、用水の確保及び治水を踏まえた復旧工法について、地元と協議を行ってきました。

令和2年度は、引き続き地元との協議、それから復旧に伴う河川協議指標の作成を進めました。

令和3年度に、地元との復旧工法についての協議が整いましたので、県と河川協議に入っていました。

令和4年度ですけれども、引き続き県と河川協議を進めてまいりましたが、協議の中で県から、国許可の可能性が示されまして、国土交通省静岡河川事務所を含めまして打合せを行ったところ、国の許可が必要と判断されたため、現在、国の許可に向けて調整をしていると

ころで、現地の工事には、まだ入っていない状況です。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質問はありますか。3番 坪井委員。

○3番（坪井仲治君） 最終的な見通しはいかがでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。目標としましては、来年度、令和5年度に許可の水利権を取得しまして、令和6年度に復旧工事の完了を目指しております。

しかしながら、先ほど言った、国との協議っていうのがどのぐらい時間がかかるのかっていうのは、まだ現状不明ですので、場合によっては計画と合っていない可能性もございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問はございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） こちら、関連とかございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、これで全ての質問は終わっております。

以上で、建設経済部の審査を終了します。

ここで、執行部は退席となります。お疲れさまでした。

休憩を取れないので、トイレに行きたい方はこの間に行ってください。次は消防本部になります。

休憩 午前11時25分

開会 午前11時28分

○分科会長（西下敦基君） 続きまして、消防本部の審査を行います。八木消防長、所管する課名等を述べてください。消防長。

○消防長（八木一巳君） 消防長でございます。本日はよろしく申し上げます。

第11号補正に関する所管課は消防総務課となります。ご審議のほうをよろしく申し上げます。

○分科会長（西下敦基君） それでは質疑を行います。初めに、事前通知の質疑から行います。

事前通知の順に挙手の上、質疑を行ってください。

最初に、1番目は山下委員、お願いします。

○17番(山下 修君) 17番 山下です。9款1項1目、説明資料の241ページ。需用費の中で、電気料の増加ということで、今回90万7,000円ということで上げられています。

これは当然、年度当初からいきますと、累計ではどの程度の差っていうのが。ちょっと参考に。

○分科会長(西下敦基君) 答弁を求めます。杉田消防総務課長兼警防課長。お願いします。

○消防総務課長兼警防課長(杉田憲彦君) 消防総務課長兼警防課長でございます。山下委員のご質問にお答えします。

常備消防施設管理費の電気使用料につきましては、当初予算の一部には292万5,000円の予算をお認めいただいております。それを9月議会では111万3,000円の増額、今回は90万7,000円の補正予算を要求させていただいており、補正後の予算額は494万5,000円。補正額につきましては合計で202万2,000円の素案となっております。

以上でございます。

○分科会長(西下敦基君) 答弁が終わりました。再質問はありますか。17番。

○17番(山下 修君) 全部で400万円ぐらいになったと。そのうちの2回の補正で100万円、単純に考えると25%ぐらい途中で上がっている。こういう価格でよろしいでしょうか。

○分科会長(西下敦基君) 杉田課長。

○消防総務課長兼警防課長(杉田憲彦君) 消防総務課長兼警防課長でございます。補正後の予算額が494万5,000円で補正額が220万ほどになりますので、それで4割ほど上がってしまっている。そういった状況になっております。

[発言する者あり]

○消防総務課長兼警防課長(杉田憲彦君) 以上でございます。

○分科会長(西下敦基君) 答弁が終わりました。再質問はございますか。

○17番(山下 修君) 分かりました。結構です。

○分科会長(西下敦基君) 16番 関連質問、お願いします。

○16番(横山隆一君) 関連ですが。16番です。この電気料の主立ったものっていうのが照明であるとか、何が一番多いんでしょうか。それで、それについては。

もし照明であれば、課長、前に環境課にいたんで、それこそ指定を受けるやつ。ちょっと忘れちゃったんですけど。LED化であるとかそういったものは、常備消防署もそういう対

象になっていますよね、たしか。その辺の説明をお願いしたいです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。杉田課長。

○消防総務課長兼警防課長（杉田憲彦君） 消防総務課長兼警防課長でございます。今回、補正額がかなり大きいということで、電気の使用料が多くなったように見受けられるんですが。実は、昨年度と比較しまして、使用料につきましては、現在のところ約600ワット程度しか増えていないと、こういった状況でございます。

少しでも増えた要因としましては、だんだん普通救命講習が昨年度よりも増えてきてまして。ただ、やり方によりまして、2項が1つの単元数にぎゅっと固まってできたものが2つの単元数に分散して行われるようになったことによって、照明とか空調のほうで電気がかかるだとか。

あと今、救急救命士の資格取得、救急の職員のみなんですけど、テレワークということで、こちらのほうで来なかったら東京のほうに行って、研修で、それは一時的にこちらのほうで研修を受けてきて、会議室で。1人なんですけれども、照明、エアコンを使っていた。そうといったいろんな細かいものが複合しまして、若干増ということでおります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問はありますか。

○16番（横山隆一君） どうもありがとうございました。

○分科会長（西下敦基君） ほかに関連質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、次の2番目の質問を鈴木委員、お願いします。

○8番（鈴木直博君） 8番 鈴木です。タブレット249ページ、消防団員報償費。172万2,000円の減ということですが、内訳。人数が、入団した方と退団した方の、その差額かと思うんですが、この辺をちょっと教えていただければと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。杉田課長。

○消防総務課長兼警防課長（杉田憲彦君） 鈴木委員からのご質問にお答えします。

「消防団員報酬172万2,000円減の内訳は。」についてですが、令和4年度当初予算では、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長の会計につきましては、菊川市消防団の組織等に関する規則で決められた人数で定員をしております。その他、役職のない団員を、定員から49名少ない185名分として、菊川市消防団条例、今回もご審議いただいておりますけれども、こちらに絡んでおります役職ごとの報酬額、こちらで予算化をしております。

今回の減額の一番大きな要因としましては、現時点での役職のない団員でございますが、

予定人数よりも33名少ない152名となりましたので、これだけで、当初予算要求額と比較しまして、178万2,000円の減となっております。

また、令和5年度に入りまして、消防団員の入れ替わりにより、新たな編制プラン、団員減少の影響を受けまして、部長と班長を兼務するなどの役職兼務を行う分団がありました。

さらに、三協の方は、退団者が機能別団員として消防団に残ってくれたこと、それで、また人数、機能別団員が増えているんですけども、こちらで、こういった様々な増減によりまして21万円の減額となっております。

今後としましては、199万2,000円の不用額が生じているのですが、本来であればその不用額につきまして、全てを減額するべきではありますが、今から年度末までに、もし入団希望者があった場合、いろいろ報酬を支払う必要がありますので、5名分の報酬としまして27万円を残しまして、差引き172万2,000円の減額を今回お願いしているわけでございます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質問はございますか。8番。

○8番（鈴木直博君） 8番です。すみません、聞き漏らしたかもしれませんが、辞められた方っていうのか、33名。役にもついていらっしやらないのか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。杉田課長。

○消防総務課長兼警防課長（杉田憲彦君） 消防総務課長兼警防課長でございます。年額の報酬がありますので、その年の団員が何人いるかで額が決まっています。当初予算要求時に想定した人数よりも、33名普通の団員が少なかったっていう、そういったことに基づいての不用額が発生したっていうことで、ご理解いただきたいと願います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問はございますか。

○8番（鈴木直博君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） こちら関連質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、3番目の質問を山下委員、お願いします。

○17番（山下 修君） 17番 山下です。9款1項3目。説明資料の252ページですけれども、消防施設等整備事業費。

水道会計操出金で472万9,000円の減額と、説明資料のP.155の水道課予算（臨時交付金）水道事業会計操出金468万3,000円との関係といたしますか、どういう相関等かが。プラスとマイナスが、何か似たような数字があるもんですから。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。杉田課長。

○消防総務課長兼警防課長（杉田憲彦君） 山下委員のご質問にお答えします。消防施設等整備事業費にて要求しております水道会計への操出金につきましては、水道事業会計に対しまして、消火栓の付け替えに係る費用、あと修繕に係る費用、こういったものに対しての経費に対して、繰り出しをしております。

ご質問にあります予算説明資料、歳出予算事業概要書ですけれども、155ページにあります予算につきましては、4款の衛生費のほうに計上されているものでありまして。消防費とは異なる、そういった予算の目的が異なるものでありますため、消防が所管する予算というような関係はないということで、ご理解いただいたらと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問は。

○17番（山下 修君） 結構です。分かりました。

○分科会長（西下敦基君） こちら、関連はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、以上で消防本部の審査を終了いたします。

ここで職員の入替えを行います。お疲れさまでした。

次は生活環境部、下水道になります。

〔執行部入替え〕

閉会 午前11時38分

開会 午前11時40分

○分科会長（西下敦基君） 続きまして、生活環境部の審査を行います。鈴木生活環境部長、所管する課名等を述べてください。鈴木生活環境部長。

○生活環境部長（鈴木和則君） 生活環境部長です。よろしく願いいたします。生活環境部の所管ですが下水道課、それから水道課になります。なお申し上げますが下水道課長につきましては、本日は欠席をさせていただいておりますので、安間主幹が答弁のほうをさせていただきます。よろしく願いいたします。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） それでは質疑を行います、初めに事前通知の質疑から行います。



質疑の事前通知順に挙手の上、質疑を行ってください。

まず1番目を須藤委員お願いします。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。2款1項7目水道料金軽減事業についてお伺いいたします。タブレットページ45ページになります。

水道事業会計繰出金は、水道基本料金相当額の補助金交付のためであったが、大幅減の内容は、お伺いをいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。山内水道課長。

○水道課長（山内輝男君） 水道課長でございます。須藤委員のご質問にお答えさせていただきます。

水道事業会計繰出金の大幅な減の内容についてはですが、水道料金基本料金の減免金額の補填及び料金軽減対応支援業務委託料に対しての繰出金でありまして、当初4、5月時点での水道契約者件数を基に対象件数を計上しておりましたが、水道契約者につきましては日々水道の開始及び休止等の動きがあり、実績として対象件数が減少したため、繰出金が大幅に減額されたものでございます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問はございますか。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。対象件数が大幅に減少されたということですが、実際何件くらい減少されたかお伺いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。山内水道課長。

○水道課長（山内輝男君） 水道課長でございます。当初減免対象件数につきましては、1万9,647件が2回分として計3万9,294件を予定しておりましたが、実績としまして、トータルで3万8,712件を水道料金の減免として実施をさせていただきました。

以上となります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問はございますか。関連であれば、

[発言する者なし]

○分科会長（西下敦基君） なければ次の質問に移ります。2番目は鈴木委員、お願いいたします。

○8番（鈴木直博君） タブレット152ページ、浄化槽設置事業費、浄化槽設置事業費補助金447万4,000円減の内訳は、くみ取りから合併浄化槽への付け替えの実績及び付け替え率は、

お伺いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。安間主幹、お願いします。

○主幹（安間慎君） 鈴木委員の質問にお答えします。4款1項9目浄化槽設置事業費補助金447万4,000円の減についてですが、本補助制度は国交付金及び県補助を財源として補助を執行しております。

そのため国交付金及び県補助が上限に達したため、一般財源分を補填するものでございます。

次のくみ取りから合併浄化槽付け替えの実績及び付け替え率についてですが、くみ取りからの付け替え率は4で、率としては3%になると見込みとなっております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問はございますか。

〔「4.3%ですか」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 付け替えは4.3%ですか。

〔「ありがとうございました」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） こちら関連の質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、以上で水道課の審議を終了します。以上で生活環境部の審議を終了いたします。

ここで職員の入替えを行います。お昼ですので、今11時45分。

すみません、これから、まだ全体、総務課が続くので、危機管理部、その後企画財政部もありますので、あと事務局、そこでお昼にさせていただいて、1時からまたスタートさせていただきます。

休憩 午前11時45分

開会 午後0時59分

○分科会長（西下敦基君） それでは、休憩を閉じまして会議を再開いたします。

続きまして、総務部の審査を行います。佐藤総務部長、所管する課名等を述べてください。佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤雅巳君） 総務部長でございます。よろしくお願いします。

総務は、総務課及び地域支援課を所管してございます。よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） それでは、質疑を行います。

初めに、事前通知の質疑から行います。質疑の事前通知順に挙手の上、質疑を行ってください。

1番目で松本委員、お願いします。

○14番（松本正幸君） 14番です。1番、2番と職員給与費に係る関係なんですけれども、恐らく関連があるんじゃないかなと思いますので、一番上のほうでやらせていただきますので。1番。2番も恐らく関連があるということだと思いますので、まず、8款1項1目職員給与費、建設課の土木総務費と道路橋梁総務費の関係であります。

タブレットのほうが209ページ、扶養手当、時間外勤務手当46万1,000円の減額理由と、また、210ページ、タブレットの212ページになりますけれども、職員給与費、建設課、道路橋梁総務費の時間外手当との関係があるのか伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。森下総務課長。

○総務課長（森下路広君） 総務課長です。初めに、1問目の職員給与費、建設課、土木総務費の扶養手当、時間外勤務手当46万1,000円の減給でございますけれども、内訳としましては、扶養手当が3万9,000円の増額、時間外勤務手当が50万の減額で、合計で46万1,000円の減額となっております。

扶養手当のまず増額要因としましては、職員1名の扶養者が増えたことによるものでございます。

次が、時間外勤務手当の減額の要因としては、係長をはじめとして在課年数が長い職員がおって円滑に業務を進められたことによるものであると考えてございます。

また、職員給与費、建設課、土木橋梁総務費との関係につきましては、土木総務費のほうは建設課の管理係と道路保全係の職員、道路橋梁総務費は整備係の職員の給与費となっておりますので、時間外勤務手当としましては、それぞれ必要額を総務課のほうもこれ出してございますので、道路橋梁総務費の時間外勤務手当との関係はありません。

2問目も続けて……。

○14番（松本正幸君） どうぞ。お願いします。

○総務課長（森下路広君） 次の2問目の職員給与費、建設課の道路橋梁総務費の時間外勤務手当が増額となった要因につきましては、台風15号に伴う塩買坂トンネルの復旧事業だとか、

そういった災害復旧事業が時間外の増えた主な要因となっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問はございますか。

○14番（松本正幸君） ありがとうございます。建設課のほうは、当初予算で約420万の時間外手当が含まれているかと思うんですけれども、道路橋梁費と管理費、一般管理費、それとか災害費、こういったもので災害費も50万というものも当初から含まれていたかと思うんですけれども、その50万とは全く違う新しい50万という形で出てきたものですから、そういうことで、要するにこれは台風、この前の15号の関係、それで、そのほか災害的内容になった50万というのはありましたか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。森下総務課長。

○総務課長（森下路広君） 特に災害以外で増額の要因となったものは特にはございません。主には台風15号の災害復旧に係る業務が突発的にはございますけど、増えたということで、今回50万の増額のほうをさせていただいております。

○分科会長（西下敦基君） 14番。

○14番（松本正幸君） 松本です。自分が言ったのは、当初予算が災害費で50万、当初予算へ計上されているんです、恐らく。分かります。僕の調べた結果、災害費ということで50万予算計上されていることになっているんですけれども、その分が災害的な要因に合った、消化したのかということを確認したかったので。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。森下総務課長。

○総務課長（森下路広君） それこそ、今回の50万円につきましては、その前にも50万当初予算ありますけど、それだけではなかなか台風15号の復旧の業務で負えなかったというか、そこでやっぱり足りなかったということで、今回、50万をまた新たに増額させていただいた次第でございます。

○14番（松本正幸君） 分かりました。ありがとうございます。

○分科会長（西下敦基君） 再質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○分科会長（西下敦基君） なければ関連質疑とかはございますでしょうか。

[発言する者なし]

○分科会長（西下敦基君） なければ、次に3番目の質問を須藤委員、お願いします。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。2款1項5目庁舎東館管理費についてでございます。

タブレットは35ページになります。

庁舎東館管理委託料が減となっておりますが、その要因についてお伺いたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川地域支援課長、どうぞ。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。須藤委員からのご質問についてお答えします。

この業務委託につきましては、本庁舎と併せて施設の総合管理を委託するものでございますけれども、庁舎東館管理委託の減額の主な理由につきましては、入札による契約差金によるものでございます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、4番目も須藤委員、お願いします。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。2款1項9目コミュニティバス推進費についてお伺いたします。

タブレットは53ページになります。

1%地域づくり活動交付金72万8,000円の事業中止の内容と要因は、また予想される最終的な1%地域づくり交付金の返還額についてお伺いたします。

〔発言する者あり〕

○6番（須藤有紀君） 違う。間違えた。ごめんなさい。申し訳ありません。

○分科会長（西下敦基君） もう一度お願いします。

○6番（須藤有紀君） 申し訳ありません。失礼しました。

コミュニティバス運行委託料が減となった要因をお伺いたします。失礼しました。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川地域支援課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。須藤委員からのご質問にお答えします。

コミュニティバス運行委託料の減額の主な理由につきましては、奈良野・布引原コース及び三沢・河東コースにおいて実施しておりますデマンド試験運行の利用が見込みより少なかったことによるものでございます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤雅巳君） すいません、ちょっと補足をさせていただきます。

議員の皆さまご承知だと思いますが、コミュニティバスにつきましては、定時定路線とデマンド運行と2つの形態を取っております。デマンド運行につきましては、奈良野・布引原コースで終日、三沢・河東コースで午後の部ということで2路線で運行しているところでございます。

今、地域支援課長がご答弁申し上げましたとおり、当初予算を要求させていただく際には、定時定路線に関しましては、当然、運行も業務委託も大きな契約を結んで、それに基づいて毎月支出をしておりますが、デマンド運行、これはタクシーの車両でございますので、その運行の実績によりまして毎月毎月お支払いをしているものになります。

当初予算の計上に当たりましては、先ほど申し上げた2つのコースで、一番、菊川病院に行く方が多いんですが、菊川病院に終点として、始点がそれぞれのコースで一番遠いところから、おおむね一番遠いところから菊川病院にタクシーで行った際の金額を基にはじいております。

実際には、奈良野・布引原コースに関しては1回2,000円ではじいています。三沢・河東コースは1回3,000円ではじいていますけども、実際、デマンド運行につきましては、前年度に比べ利用者は非常に増えています。今申し上げたように、当初予算はマックスで組んでいるものですから、距離的にもマックスで組んでいるものですから、金額としては今回の減額になるような内容になりましたが、実際の乗車数は前年度と比べても大きく増えている状況でございます。

ですので、金額は減額になっておりますが、実際のデマンド運行は利用者が少ないということではございませんので、それだけご理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございませんか。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。今、増えているというふうにご答弁頂いたんですけども、どのぐらい増加しているのか、数が分かれば教えていただければありがたいです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川地域支援課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。1月末の現在ですけども、ちょっと比較させていただきます。4月から1月で令和2年度210、利用者です。利用者数ですね。

令和3年度202で、令和4年度415ということで、大体、令和3年度の約2倍以上の数が利用されています。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、次に5番目の質問、坪井委員、お願いします。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。5番目の質問です。地域企画推進費ということで、1%地域づくり活動交付金72万8,000円減の事業中止の内容と要因は。また、予想される最終的な1%地域づくり交付金の返還額はということでお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川地域支援課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。坪井委員からのご質問にお答えします。

事業中止の内容の要因ですが、地域づくり団体におきましては、3団体が新型コロナウイルス感染症の影響で事業の中止や規模縮小による減額となりました。また、コミュニティ協議会におきましては、3月上旬に各地区の申請額が決定することでありまして、各地区の上限額の合計で予算計上したところ、町部地区コミュニティ協議会と平川地区コミュニティ協議会でそれぞれ限度額を下回る申請額であったため、交付決定額に基づき減額となりました。

予想返還額ですが、令和3年度の返還額550万2,000円でしたけども、令和3年度に比べて、延期や規模縮小等で開催する方向で活動された団体が見受けられたため、令和3年度より少ないと思われませんが、200万から300万ほどの返還額が予想されると思っています。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、6番目、東委員、質問お願いします。

○2番（東 和子君） 2番 東です。2款1項9目市民協働型庁舎東館周辺にぎわい創出事業費、タブレット56ページ、市民の力によるにぎわい創出事業に対して、どのように次につなげる検証をしているか質問します。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川地域支援課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長です。東委員のご質問にお答えします。

市内の産学官民金の関係者が集まり、にぎわいづくり研究会を設立し、J R 菊川駅から市役所東館を中心とした地域のにぎわい創出に向けて、それぞれの立場で情報交換や意見交換を行っております。

令和3年度で終了した委託事業の中で、小さな収穫祭や遊び場、灯りの散歩道など、高校生や市民団体などが協働で行う事業が運用されております。

これらの活動を継続的に実施することで、高校生などの若者と地域を支えるとともに、活動を通して将来、地域活動の担い手となる若者が増えていくことを期待しております。

また、この研究会では、都市計画課の職員も事務局として出席しており、菊川駅整備事業についても、駅北を含めた整備計画についてアドバイスを頂きながら進めていく予定となっております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連の質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、これで全ての事前質疑は終わります。何かありましたら。いいですね。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 以上で、総務部の審査を終了します。

ここで執行部退席となります。ありがとうございます。

閉会 午後 1時14分

再開 午後 1時16分

○分科会長（西下敦基君） 続きまして、危機管理部の審査を行います。竹内危機管理部長、所管する課名等を述べてください。竹内危機管理部長。

○危機管理部長（竹内浩巳君） 危機管理部長です。危機管理部の所管する課は、危機管理課



でございます。よろしく申し上げます。

○分科会長（西下敦基君） それでは、質疑を行います。初めに、事前通知の質疑から行います。質疑の事前通知順に挙手の上、質疑を行ってください。1番目として東委員、お願いします。

○2番（東 和子君） 2番 東です。2款1項10目広報・調査費等事業費、タブレット59ページです。

視察研修参加者特定による減額とあるが、参加者の内訳は。また、視察研修参加者の意見には、どのようなものがあったか伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。木村危機管理課長。

○危機管理課長（木村良一君） 危機管理課長でございます。視察研修の参加者の内訳ですが、当初は、視察研修として地区防災連絡会を対象に、年に1回、4市対協に係る視察研修を年1回、市長が委員長となり、各部長が構成委員となる浜岡原子力発電所安全等庁内対策委員会を対象に、業務に支障にならないよう研修日を2日に分け、延べ4回を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により4市対協の1回及び庁内対策委員会の2回中の1回を中止いたしました。

視察研修参加の意見ですが、地区防災連絡会では、石川県の志賀原発と富山県の避難経路所を視察しましたが、初めて原発の敷地内に入り、対策等を見ることができてよかったという意見のほかに、避難経路所を含む広域避難計画については認識不足であり、周知が必要とのご意見を頂きました。

また、庁内対策委員会では、福島第一原発の視察を実施し、廃炉の状況や復興への道のりを視察することができ、改めて原子力発電所事故はあってはならないものと感じたとの話がありました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ありますか。

○2番（東 和子君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） 関連で6番、お願いします。

○6番（須藤有紀君） すいません、6番 須藤です。参加者、全4回のうち2回の開催だったと伺ったんですけれども、数は分かりますでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。木村危機管理課長。

○危機管理課長（木村良一君） 危機管理課長でございます。各視察の参加者の人数の内訳で

よろしいでしょうか。

○6番（須藤有紀君） はい。

○危機管理課長（木村良一君） 地区防災連絡会は、14名中7名が参加されました。庁内対策委員会は19名中9名が参加しております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ありますか。

○6番（須藤有紀君） 以上です。

○分科会長（西下敦基君） 関連は、ほかにございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、次の質問を私からさせていただきます。

9款1項5目大規模地震対策等総合支援事業費、タブレットで260ページですね。各種事業の件数が予定より少ない要因は。また、今後の対策はどうであるかお伺いいたします。

答弁を求めます。木村危機管理課長。

○危機管理課長（木村良一君） 危機管理課長でございます。令和4年度において申請数を増加させるための取組としまして、65歳以上のみの世帯へ、直接、各事業の案内を郵送したり、感震ブレーカーでは、補助対象者を拡充するとともに、申請書類の簡素化にも取り組んできました。

また、本年度は初めて本庁舎1階のロビーにおいて、耐震ベッドや感震ブレーカーを設置し、PRを行いました。申請数が、申請が少ない要因ですけれど、耐震ベッドは安価ではありませんので費用の面や、家具の固定などは、寝室には背の高い家具を置かないなど自助で対策がされているためと推測しております。

今後の対策については、今後も各事業の内容を分かりやすく説明をし、いろいろな場面や、手段を利用しまして、繰り返し、家庭内の防災対策として各事業の啓発を実施していきたいと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を頂きました。

すいません、再質問させていただきますが、防災ベッドと防災シェルターが、3年間、利用がゼロになっていますので、これって県の事業だと思うのですが、見直しがされないのか。他の市では、利用が進んでいないと思うのですが、そこら辺の見解を伺います。木村危機管理課長。

○危機管理課長（木村良一君） 危機管理課長でございます。耐震シェルターとか防災ベッドの利用申請が今までないよというふうなお話の中で、これにつきましては、やはり金額が高額であるということと、あと部屋が狭くなったり、なくなったりだとか、あとはこの耐震のシェルターとか防災ベッドを設置する場合は、床の補強とかそういうものも必要になる可能性があるものですから、なかなか申請のほうがないという状況にあると思っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 回答を頂きました。

あともう一点、ちょっと質問をさせていただきます。家具転倒防止対策で、3年間、こちら全部マイナスの補正をされているので、家具転倒をしなきゃいけない件数とか、そこら辺、どのくらい必要なのか、あと、ちょっと今65歳以上だと、あと身体障害者の方とかも、何か補助をされていると思うんですけど、これを拡充していく考えがあるかどうかをお伺いします。

以上、2点です。

いいですかね、答弁を求めます。木村危機管理課長。

○危機管理課長（木村良一君） 危機管理課長でございます。一応、制度の拡充については、今のところは考えておりません。やはり、家具転倒防止というのは、やはり自助のためには、やっぱり必要なものですから、引き続き今、申請のほうは、枠はそのまま取って、家具の転倒防止については、引き続き進めていきたいと思えます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を頂きました。

関連質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番 松本です。この関係も、「TOUKA I—0」の事業だと思うんですよね。実質的に、この中で耐震化以外の命を守る対策の促進という中に、防災ベッドと耐震シェルター、これが入っているんですね、実質的に。だけでも、そこまでに、やっぱり高齢者とか独り暮らしでいる人たちというのが、そこまでそろえる必要がないような、そういった気持ちが多いんじゃないかなと思うんですよね。

ですので、何らかその制度としての仕組みを周知してあげないといけないと思うんですよね。そのためには、ある程度、支援制度の関係について周知をする必要があるんじゃないかなと思うんですよ。

これは、平成3年から、要するに、以降、重点的に取り組むということになっているかと思うんです。ですので、その重点的に取り組むために、じゃあ菊川市の関係で、要するに、

この利用率、防災ベッド、耐震シェルターの利用率を上げるための何らかの形を、仕組みを持っていかないと見えないと思うんですよね。それについて何か考えていることってありますか。これも新年度予算にかかるようなものなんですけど、今の補正の段階で落ちているよというような面があるものですからお聞きをしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。木村危機管理課長。

○危機管理課長（木村良一君） 危機管理課長でございます。この補助の趣旨につきましては、危機管理ニュースであったりだとか、駅前行政講座であったりだとか、あと今65歳以上のみの世帯には、郵便によりまして、直接このような補助がありますよという働きかけのほうは、させてもらっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑お願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 松本です。出前講座なんか、恐らく独り暮らしとか高齢者、出てこないんですよね。ですんで、何らかの対応を、取り組み推進のためには、しなくてはできないと思うんです。また、予算の関係もありますので、そこら辺を少し検討していただきます。お願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁はいい。

○危機管理部長（竹内浩巳君） すいません、ちょっと補足で。

○分科会長（西下敦基君） 危機管理部長。

○危機管理部長（竹内浩巳君） 危機管理部長です。今、松本委員から言われましたが、どうやって市民の方に、この制度、先ほど課長が言いましたが、ハガキを出したり、それを出前講座でやっているだけでは、なかなか、ちょっと僕らもこの事業だけじゃないんですけども、ほかのものに関しても、増やすということが難しいのがあると思います。

例えば、一つの例なんですけど、今、感震ブレーカーをやっていたいただいたその方が、続けて家具のほうをやっていたいただいています。これ、要は、一つの申請をきっかけに、ほかのものを、うちとしてもPRさせてもらって、実際やっていた方からお褒めの言葉を頂いた方もいます。「そういう制度知らなかった」、家具転倒は、すみません、ただなもんですから、自分の負担がないもんですから、そういう説明をしたら、奥さんと相談してやられたお宅は、ちょっとその方から、直接私のところへお話がありましたので、いろんなのをきっかけでやっていた方に、また、ほかのものをやっていただけないかというのを、PRの一つというか宣伝一つ、それから、それやっていた方が言っていたんですけど、「こ

れ誰かに紹介するよ」なんてことも言ってくれたものですから、そういう形でも、ちょっとつなげる方法を、今考えていかなきゃいけないと思っています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ありがとうございます。

こちら関連質疑ございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） 利用の少ないところですね、今まで利用実績ゼロなんていうのは、ベッドだと思うんですけど、そういうところをやめる判断というのは、ぼちぼちされるということは考えていないですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。木村危機管理課長。

○危機管理課長（木村良一君） 危機管理課長でございます。防災ベッドにつきましては、過去、平成28年に1件ございまして、耐震シェルターについては、今までの実績がございませんが、いろんな選択肢が、やっぱりあったほうが良いと思いますので、一応、来年度は、この枠というのは、ちょっと継続していきたいと考えています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。よろしいですか。ほかに関連は。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、事前による質疑は終わります。

以上で、危機管理部の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

ここで、執行部は退席となります。

続きまして、企画財政部の審査を行います。勝浦企画財政部長、所管する課名等を述べてください。勝浦企画財政部長。

○企画財政部長（勝浦敬豊君） 企画財政部長です。企画財政部、所管する部署は、企画政策課、営業戦略課、財政課、税務課でございます。よろしく申し上げます。

○分科会長（西下敦基君） それでは、質疑に入ります。順番に行いますので、指名をさせていただきますので、1番目を須藤委員、お願いします。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。1款1項1目庁内情報システム運用費についてお伺いいたします。説明資料9ページ、タブレットで11ページになります。

システム導入業務委託費は、事業費確定による減とあるが、大幅減となった要因はということで、額が大きかったのを聞かせていただきました。お願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中企画政策課長。

○企画政策課長（田中義喜君） 企画政策課長です。庁内情報システム運用費のご質問にお答えします。

システム導入業務委託料の大幅の原因、要因ですけれども、今回、減額要求させていただきました事業は、子育て・介護等の手続について、マイナンバーカードを活用したオンライン申請に対応するために導入しました申請管理システムに係る導入業務委託料となります。

減額の要因は、令和4年度当初予算の要求時には、国からシステムの詳細な仕様が示されていなかったため、その時点で判明していた仕様により見積書を徴取し、予算を計上いたしました。事業執行時には、確定した仕様により設計、契約を行い、予算額と契約額に差が生じたため、減額をしたものであります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりましたが、再質疑ありますか。

○6番（須藤有紀君） 以上です。

○分科会長（西下敦基君） こちら関連は、ございますでしょうか。

[発言する者なし]

○分科会長（西下敦基君） なければ、次の質疑に入ります。こちら、自分からさせていただきます。

2款1項1目ICT施策推進費、タブレットで23ページです。債務負担行為番号の668の概要に、電子申請システムのオプション機能を追加するとあるが、その内容についてお伺いします。田中企画政策課長。

○企画政策課長（田中義喜君） 企画政策課長です。事前にお配りしましたこのA4の横型の資料を少し御覧になりながら答弁のほうを聞いていただければと思います。お願いします。オプション機能追加の内容についてですが、市で導入しています電子申請システム「L o G o フォーム」を、国の電子申請システム「ぴったりサービス」と連携させるオプション機能を追加するものとなります。

このオプション機能を追加することにより、本年度中にマイナンバーカードを活用した電子申請の開始を予定しています子育て・介護等に関する手続について、「ぴったりサービス」からの申請だけでなく、市の電子申請システム「L o G o フォーム」を介して申請することが可能となるものです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑は、自分のほうからはないので、関連で何か質疑はございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、3番目の質疑をお願いします。須藤委員、お願いします。

○6番（須藤有紀君） 2款1項2目広報公聴費についてお伺いいたします。説明資料24ページ、タブレットで26ページになります。

書かせていただいたとおりなんですけれども、市として、特に力を入れていらっしゃる広報事業について、広報担当者の専門研修への参加回数及び参加人数の減による減額とありますが、その内容、要因についてお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。渡邊営業戦略課長。

○営業戦略課長（渡邊真里君） 営業戦略課長でございます。広報担当者の専門研修への参加回数及び参加人数の減による減額とあるが、内容はについてですが、減額した予算は、広報担当者向けの研修会への参加負担金でございます。予定していた研修の中には、複数人での参加や、東京で開催される研修への参加も予定しておりましたが、開催されなかった研修もありましたので、別の研修への参加や参加人数の精査を行いまして、その結果、減額補正となったものであります。

参加した研修を具体的に申し上げますと、広報紙のデザイン・レイアウトを学ぶ初心者向けの講座、広報紙作成の基本的な実務について学ぶ講座及び動画コンテンツの作成から情報発信まで一連の流れを学ぶ講座に参加をいたしました。

市内外の多くの皆さまに市の情報や魅力を広く届けるためには、広報担当職員のさらなるスキル向上が必要でありますので、今後も引き続き、研修等に参加してまいりたいと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質問はありますか。

○6番（須藤有紀君） 以上です。

○分科会長（西下敦基君） 関連はありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、次の質問を、4番目の質問、鈴木委員、お願いします。

○8番（鈴木直博君） 8番 鈴木です。2款1項1目行政経営推進費、タブレット12ページ

です。行政経営課題達成プロジェクトアドバイザー報償費12万円減、内閣府が実施する「優先的検討規程運用支援」の支援対象団体として選定されたため、無償にて専門家の支援を受けることが可能となったとあるが、選定基準、また、どのような専門家から、どのようなアドバイスを受けたのかという質問でございますが。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長です。鈴木委員の行政経営推進費の質問にお答えいたします。

最初に、優先的検討規程運用支援の制度について少し、ちょっと説明させていただきます。

この制度は、地方自治体が公共施設等の整備を行う場合に、施設の建設や運営に民間の資金や創意工夫を活用することで、効率的かつ効果的で良好な公共サービスの提供を実現することを目指すPPP、PFIの手法について、事業の実施方法を検討する段階において、まずもって優先的に検討するということを定める優先的検討規程の策定を支援するための制度でございます。

この制度における支援対象団体の選定基準についてですけれども、基準としては3点ほどありまして、1つが、人口20万人未満の地方公共団体、2つ目が、優先的検討規程がまだ策定されていない地方公共団体、3つ目が、今後速やかに庁内でPPP、PFI手法の導入を検討する具体的な事業がある地方公共団体となっております。これらの基準に当てはまる団体を優位に評価するというようなことが、選定の基準として設定されております。

次に、どのような専門家から、どのようなアドバイスを受けたのかということですが、アドバイスを受けた専門家は、内閣府の委託を受けましたPPP、PFI業務に係るコンサルタントの事業者で、これまで数多くの団体でPPP、PFIの手法による事業実施の支援を手掛けてきたパシフィックコンサルタンツ株式会社という会社になります。そちらから支援を受けております。

支援の具体的な内容といたしましては、PPP、PFI手法の優先的検討規程の作成において、検討案の作成に係る助言を頂いたりですとか、他の地方自治体が策定した規程の事例、それに関する情報提供、それから規程の設定に関連して庁内勉強会の開催、こういったものについて支援を受けているものでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑はございますか。8番。

○8番（鈴木直博君） 8番。期間はどれくらいの支援を受けるのでしょうか。



○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めします。相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長でございます。期間は、今年度いっぱい、今年の3月まで、決定してから6月ぐらいから支援を受け始めて、3月いっぱいまでの間、支援を受けます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑はないですね。関連質疑はございますか。1点、自分からよろしいですが。

この事業のT P PとかP F Iとか、具体的に、今こういった事業を上げようというのはあるかどうかお伺いします。

答弁をお願いします。相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長でございます。今、具体的に、この事業を、この策定する検討規程で、すぐに検討するというものは、今のところ具体的にはないのですが、この規程については、一定の金額以上のその事業、それを実施しようとするときに、P P PとかP F Iの手法を用いるか用いないか、それを優先的に考えるか考えないかというようなことを決めておくということになりますので、今後、その大型の公共施設等整備事業、そういったものがやるという計画が出てきた段階においては、まずこういった手法でやるのはいかがかという、そういうものを検討するような規程になりますので、今のところ具体的にこれを用いてというところは今のところはございません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ありがとうございます。答弁を頂きました。

ほかに関連質疑とかは、ございませんか。16番。

○16番（横山隆一君） 今のP F Iについてですが、J Aのことを言っちゃ何ですが、成果連動型民間委託契約とかというのがありますよね。そういうものが出てきているんですが、P F IとP F Sとかというのは、予算書の中に出てきていますが、対象になる事業が、今ないと言いましたっけ。そういったものが出てくるように思うんですが、その辺どうですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長でございます。こちらのP P P、P F Iの業務のその優先的検討規程は、公共施設の整備でありますとか運営、そういったところを実施しようとする際に、その事業のやり方として、民間の優れた技術みたいなものを活用してやっていくということを選択するかどうかという、それを決める規程でございます。

PFSというところで、成果連動型というところは、これはもう、施設の整備とか運営とかというところのものでは、今、ちょっと予算書に上げているのは、施設の管理委託の方法を見直すことによって、それで、その管理の費用を今までよりも少なくする。もしそこで少なくなったら、その少なくなった分を、その見直しに、コンサルの事業者をお願いするんですけども、それを成果として払いますよというそういうものになるんです。なので、ちょっとそこと、今言っているこのPPP、PFIとPFSが、ちょっと違いますので、ちょっとそこは、そういう区分です。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑はありますか。関連質疑ございましたでしょうか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、次に、坪井委員、5番目の質問をお願いします。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。庁舎管理局です。電気使用量は、電力契約形態による電気使用量の増加分のみか、使用料増加以外にも増額の要素があるのか。庁舎一般修繕料は、機構改革による執務スペース改修費とあるが改修内容は、伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長でございます。坪井委員の庁舎管理費のご質問にお答えさせていただきます。

すみません、初めにちょっと、電気料金の算定方法から少し説明をさせていただきます。

電気料金につきましては、3つの部分から算定されております。3つの部分というのが、契約容量で決まる基本料と、2つ目が電力を使用した使用料に応じてかかってくる電力使用料、3つ目が再生可能エネルギー発電促進賦課金です。

このうち2番目に申し上げました電力料金ですけれども、こちらは、使用した電力の量に料金単価を掛けて算出された額に、燃料費調整額を燃料費の変動に応じて加算、もしくは差し引いて計算することになります。今は燃料が上がっていますので、ずっと加算の状態が続いております。

今申し上げた3つの部分のうち、1つ目の基本料金と2つ目の電力の使用料のところの料金単価、これは契約により定められた金額となっておりますので、年度途中に変動することはありません。

また、3つ目に挙げました再生可能エネルギーの発電促進の賦課金、この単価については、

令和4年の4月分と5月以降分では0.09円上昇をしていますが、料金への影響は限られたものとなっております。

これに対しまして、2つ目の電力料金に係る燃料費調整単価につきましては、電気を作るために必要な燃料の価格が、市場や為替などの要因により大きく変動している影響を受けまして、大きく上昇が続いている状況にあります。令和4年4月使用分の単価は1キロワット当たり1.12円でありましたけれども、それが予想を上回って上昇を続けまして、12月には10.57円にまで上昇しております。こうした状況がございまして、ご質問のほうの電力使用量は電力契約形態による電気使用量の増加分のみか、使用量増加以外にも増額の要素がということでございますけれども、令和4年度分のその電気の使用量、使用した分量につきましては、夏場の期間にちょっと増加はありましたけれども、その他の月につきましては前年度を下回る月もあり、令和4年度全体では昨年度より1%ほどに収まるものと見込んでおります。したがって、今回、増額の補正を提示をさせていただいた要因につきましては、燃料費調整額の上昇によるものが主なものでございます。

次に、機構改革による執務スペースの改修の内容についてですけれども、来年度の機構改革につきましては28日の全員協議会で詳しく説明があると思っておりますけれども、令和5年度は新たな部署の新設が予定されておりますので、机等の配置替えに伴って必要となる電話機や電源コンセント等の移設、増設等に係る費用を改修費として計上しているものでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑はございますか3番 坪井委員。

○3番（坪井仲治君） 電力の契約のところで、今、庁舎に対しては、大手電力と契約ではないのですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長でございます。今、庁舎ほか公共施設の電力に関しましては、鈴与電力株式会社というところと契約をしております。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。質疑はありますか。

○3番（坪井仲治君） その電力契約で差異が生じた部分というのは計算されていますか。。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長でございます。電力契約で差異が生じるというのは、何の差異のことでしたでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 3番 坪井委員。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井。大手電力会社と契約した場合の料金算定と、あとそちらの電力を契約しているところと、契約している現状の料金との比較というのはされていますかというところなんですけど。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長でございます。今、鈴与電力株式会社と電力契約を結ばせてもらっているんですけども、昨年度、その電気の供給を受ける電力会社を入札の方法で決定しようとしたんですけども、鈴与電力以外の事業者については、今の状況だと単価を示すことができないということで応札してもらえなくて、その鈴与電力一社と随意単独契約という形を取りました。今、来年度の事業者の選定を行っているところなんですけれども、来年度についてもちょっと今の鈴与電力以外の事業者からは、来年度の電気供給に対する単価を示せないというふうなそういうふうな状況でございますので、いわゆる、この辺で言えば中部電力が供給を受けた場合、幾らになるという、そういうものを比較していないというかできないような状況でございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はありますか。関連の質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、次に6番目の質疑を横山隆一委員、お願いいたします。

○16番（横山隆一君） 16番です。補正予算の在り方についてということで、こちらのほう行かせていただきたいと思えます。

予算書のほうの9ページでございますが、繰越明許費補正が18件、変更が2件出ております。例年になく多いわけですが、この主な要因はということと、この繰越明許がされることによって次年度における事業執行に影響はないか。国の第2次補正とは言え、全部全てがそうかとは思いませんが、国の第2次補正とは言え、会計年度独立の原則に反しないか。繰越明許費についての基本的な考えをお聞きしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長でございます。横山隆一委員の補正予算の在り方についてのご質問にお答えいたします。

初めに、繰越明許費の件数が多い主な要因についてでございますけれども、まず、繰越明許費による繰越しにつきましては、歳出予算の経費のうち、その性質上または予算成立後の

事由により当該年度内に支出が終わらない見込みがあるものについて、予算の定めるところにより翌年度に限り繰り越して使用することができるというような制度でございます。

今年度に繰越明許費の補正をした事業につきましては、各課の補正分も含めて23件でございますけれども、その内訳は国の第2次補正予算の成立等に関連して市で予算計上することとなったものが14事業、車両やタブレット端末の購入など全国的に製品の納入時期の見込みが立たないことに関連したものが4事業、災害復旧事業や関係者との調整や現場の調査に想定以上の期間がかかる見込みの事業など合わせて5事業となっております。

以上のような状況から本年度の繰越明許費補正の件数が例年になく多くなっているのは、国のほうが令和5年度の予算も令和4年度第2次補正予算と一体として編成することとしたのに伴って、令和5年度当初予算に計上予定だった事業を前倒しして計上することになったことと、コロナ禍の影響により製品入荷の遅れの影響を受けているというような、それが主な要因であるというふうに考えております。

次に、次年度における事業執行に影響はないかということですが、国の補正予算成立等に関連して本年度予算に前倒しして計上した予算については、予算の計上時期が変更になったというものでございますので、特段影響はないと考えております。

製品入荷や完了時期が次年度にわたる見込みの事業につきましては、代替品の準備でありますとか工程の見直しなどにより遅れの影響を最小限とするように調整をしております。実際、今しているものもでございます。

次に、会計年度独立の原則に反しないかについてですが、会計年度独立の原則は各会計年度における歳出はその年度の歳入をもってこれに充てなければならないという予算の原則ですが、会計年度独立の原則を貫き通すとすると、かえって不利、不経済となる場合もあるため、特に例外を認めて財政の効率的な運用を図るための制度が幾つか設けられておりますが、繰越明許費については、この原則に対する例外として、地方自治法第213条に規定されているものでございますので、会計年度独立の原則に反するものとは考えておりません。

最後に、繰越明許費の基本的考えについてですが、繰越明許費につきましては、先ほども申し上げましたとおり、会計年度独立の原則を貫き通すと、かえって不利、不経済となる場合もあるため、特に例外を認めて財政の効率的運用を図るために設けられているものでありますので、安易な繰越明許費補正の計上は避けるべきものであるというふうには考えております。

ただ、その一方で、公共工事における長時間労働の是正でありますとか、処遇の改善といった働き方改革の促進が急務となっていることを背景といたしまして、令和元年の6月に公共工事の品質確保の推進に関する法律、これが改正されまして、公共工事の発注者等の責務として、地域における公共工事等の実施の時期の平準化を図るため、工期等が1年に満たない公共工事等について、繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期等の必要な措置を講じることということが定められましたので、公共工事受注者の皆様の働き方改革を推進していくため、繰越明許費を今後も活用していくということも必要になってくるというふうにも考えております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑はございますか。16番。

○16番（横山隆一君） もう一度確認をしますが、この繰越明許です。先ほどもちょっと出たんですが、繰越明許、純粋な区分からすれば繰越明許いいんですが、その中で事故繰越しというやつがあるわけですね。繰越明許については、当初予算で上げて議決を経て、今言ったように1回だけ繰り越すことができると。事故繰越しの場合には様々な要因があって執行できない、その次に予算をその時に定めなくて繰り越すという、そういうルールがあるわけですね。それで、今言う、社会資本整備事業なんかにしても変更になっていますが、こういったものがいわゆる純粋な繰越明許ではなくて事故繰越しというような要因というのはこれはないということですか。ちょっと言い方が分かりにくいですか。その違いというのは説明できますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長でございます。繰越明許費による繰越し、これは予算で繰越明許費として定めて、繰越しをさせていただくというものになります。事故繰越しについてはそういった予算上の手続がなくて、先ほど横山委員がおっしゃられたとおり、何らかの事故繰越しになってしまうような状況が生じて、それでそれを翌年度に繰り越させてもらって、翌年度の6月議会において事故繰越しでこういうものを繰り越させていただきましたと、そういうような経過を通っていくようになりますので、すみません、今、事故繰越しの資料を手元に持っていないものですからあれですけど、自分の理解しているところで言わせてもらえば、繰越明許費はあくまで予算に計上する、事故繰越しはそういった予算の計上はなく繰り越すというのが、そういったところが大きな違いだというふうに考えています。以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。質疑はありませんか。14番。

○14番（松本正幸君） 今の繰越明許の関係で関連質問をさせていただきますけれども、今回の補正の関係で繰越しをすることができるというのがありますよね。ないですか。ありますよね。それだけちょっと先に。

○分科会長（西下敦基君） 相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長です。補正の関係で繰越しができるというのはどういったことを……

○14番（松本正幸君） 補正予算に係る繰越し、できるんでしょう。

○財政課長（相羽康一郎君） 補正予算に計上して繰越ししたものを繰り越すということ。

○14番（松本正幸君） そういうこと。

○財政課長（相羽康一郎君） それはできます。

○14番（松本正幸君） できますよね。たまたま今回そういうようなケースがあったんです。商工観光課の予算の中に、要するに県立自然公園の関係の事業があったんです。それを、いわゆるこの2月定例会において、補修工事を減額する、全て。それで次の年度に見直しをしながら予算をつけながら、翌年度もまた計画をつくって、また予算を出します。そういうようなものがあったんです。だもんですから、本来的にその予算を削るのでなくて、翌年度に繰り越す一つの手法もあるんじゃないかなと思ったんです。そういうことができるかどうか。

〔「繰越しの……」と呼ぶ者あり〕

○14番（松本正幸君） 繰越しじゃない。

〔「減額の」「減額だけど、さっきのあれでしょう」と呼ぶ者あり〕

○14番（松本正幸君） そうそう、減額。

〔「減額のなんですか」と呼ぶ者あり〕

○14番（松本正幸君） 減額で改めてまた見直しをしながら、いわゆる物価の上昇、どういったものがあるか。

〔発言する者あり〕

○14番（松本正幸君） 補正予算にできるかどうか、繰越しができるかどうか。できますと言ったことに対して、こういうケースもありますと。そういうことです。

○分科会長（西下敦基君） タブレットで206ページで、県立自然公園管理事業費というのがありますよね。それについての質問だと思います。

〔「やむを得ない理由に当たるかどうかという、それは」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長でございます。すみません、商工観光課のほう丹野池の自然公園のところの施設の改修というか修繕の予算ですけれども、先ほど私が申し上げたとおり、補正予算でそのところの予算を繰越明許費に設定して、来年度に繰り越してやる、当然、それは予算の制度としてできるところはあるんですけれども、予算の査定するときにも話があって、その丹野池のところの改修については、その今予算で計上してやろうとしたものと、翌年度に新たに計上してやろうとするものが同じものではなくて、見直しをして、それでやりたいというようなことをごさいましたので、そうしますと今ある予算をそのまま繰り越したとすると、実際やろうとするものができない可能性があるというか、できなくなることもありますので、それを繰越明許費と設定させていただいて、翌年度に繰り越すというのだと、今計画しているものしかできないので、それはちょっと繰越明許費を設定して繰り越すというのはちょっと難しいかなと、そのように考えております。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑はございますか。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 14番、マイクを使って番号を述べてから質疑をお願いします。

○14番（松本正幸君） 14番 松本です。先ほども都市計画の中で言ったんですけども、事業費そのものを削減する場合については、早い時期に見直しを図ってほしいというのは当然だと思うんです。その予算を有効に活用するということはできますので、そういうことを言ったんですけども、この時点までなぜ置いたのかな、そういうことを考えて、そういった面について財政課としてどのような判断をいたしますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長でございます。補正予算の機会において、もう事業費が固まったものについては、減額するよということは補正予算の編成の際に、財政課から各原課のほうには指示を出しております。ただ、実際に予算を執行して、残っている予算がもう本当に不用残で、これから変更契約とかそういうのになるかならないかというところまで、そこまで私どものほうで予算の上ってきたところで精査しきれていないところもありますので、そこについては補正の計上の時期が年度末近くなってしまうというのも中には見受けられる部分はありますけれども、財政課としては、もう執行しない予算については減額をするように指示をさせてもらっております。

以上です。



○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑はございますか。

○14番（松本正幸君） 補正予算なものでこういうことで先ほども担当課のほうには言いましたし、できるだけ早い時期に見直しの計画を出すとか、そういうふうにしてもらいたいです。

○分科会長（西下敦基君） これで関連質疑はございますか、ほかに。なければ次の質疑に移らせていただきます。7番目の質疑を東委員、お願いします。

○2番（東 和子君） 2番 東です。2款2項1目徴収対策業務費、タブレット64ページ。市税滞納者の徴収実施方法は。また、滞納への対策及び実績は、伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を進めます。後藤税務課長。

○税務課長（後藤 敦君） 税務課長でございます。東委員の市税滞納者の徴収実施方法と滞納への対策及び実績についてのご質問にお答えいたします。

まず、徴収実施方法ですが、納期が来ても未納となった場合には、納期限後20日以内に督促状を送付いたします。督促状を送付しても納付がない場合には、催告書を送付することとなります。督促状や催告書を送付しても納付や電話連絡の対応がない場合には、預貯金や給与等の資産の状況を調査いたします。調査の結果、差押さえ可能な資産があれば、差押さえを実施し、差押さえ可能な資産がない場合は滞納処分、差押さえ等になりますが、これの執行停止となります。これらのやり取りは、基本的には通知で行います。納税相談を希望される方があれば、面談での相談を行います。

次に、滞納への対策と実績ですが、まず、未納は放置しますと延滞金が発生し、金額が膨らみ、納めにくくなってしまうため、早めに納めていただけるよう対応しています。

今年度は、10月に現年度分のみ滞納がある方を対象に催告書の送付を行いました。642人に送付し、1月末時点で、本税の額で1,226万3,451円を徴収いたしました。

そのほかには、県の職員を短期派遣として向かい入れ、協力を頂いており、本年度は週1回水曜日に来ていただいております。滞納者の実態調査や処理方針決定にご協力を頂いたり、県の事例などを基に助言等を頂いております。本年度は、1月末で324件の実態調査と603件の処理方針決定を実施していただきました。

また、市税の徴収が困難な案件については、静岡地方税滞納整理機構に移管をし、徴収していただいております。本年度は20件移管のしており、1月末の実績になりますが、本税675万144円、返済金162万2,695円、合計で837万2,839円を徴収していただいているところです。

以上で、東委員のご質問に対する回答とさせていただきます。

- 分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑はありますか。
- 2番（東 和子君） ありません。
- 分科会長（西下敦基君） すみません、1点確認をさせてください。先ほど、現年で642人で1,226万を徴収したということなんですけど、これは送った人の何人が支払ったのか分かれればお願いします。
- 分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。
- 税務課長（後藤 敦君） 後藤税務課長。送付の人数は642人に送ったんですが、滞納額が2,265万1,500円、送付をしました。
- 分科会長（西下敦基君） 何人ぐらい支払ったのか。何割ぐらいだとか。送っても支払ってなくて1,200万だと思うんですけど。
- 税務課長（後藤 敦君） そうですね。送付した総額が、先ほどの2,265万1,500円で、このうち納めていただいた額が1,226万3,451円になります。人数のほうは、送った人数が642人ありまして、納めてくれた人数が432人になります。
- 分科会長（西下敦基君） わかりました。関連質疑で、16番、お願いします。
- 16番（横山隆一君） 16番です。ちょっと確認をしたいんですが、642件で435が回収されたんですか。
- 税務課長（後藤 敦君） はい。
- 16番（横山隆一君） それで、そのうちの20件が滞納整理機構に移管をしたということですか。
- 税務課長（後藤 敦君） そうです。
- 16番（横山隆一君） それで滞納整理機構に移管しなかった分の回収率と、滞納整理機構へ移管をしたやつの回収率というのはどうなんですか。回収率というのはあと金額でもう一度ちょっと確認をさせていただきたいんですが。
- 分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤税務課長。
- 税務課長（後藤 敦君） 税務課長でございます。まず、滞納整理機構に送った案件については、先ほどのケースとは別になります。先ほどご説明したのが、現年度分で滞納があった方のみになりまして、滞納整理機構に送付する方については、もう少し過去の分で高額の方になりますので、ちょっと別に。
- 16番（横山隆一君） そうですか。
- 分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質問はございますか。

- 16番（横山隆一君） 100万円ぐらいの単位だった、確かに滞納……
- 分科会長（西下敦基君） 16番、番号述べてから質疑をしてください。16番。
- 16番（横山隆一君） いや、答弁。
- 分科会長（西下敦基君） 回答を求めます。後藤税務課長。
- 税務課長（後藤 敦君） 滞納整理機構に送付する基準といったところでよろしいでしょうか。
- 16番（横山隆一君） はい。
- 税務課長（後藤 敦君） おおむね100万円を基準として対象を絞っていくんですが、ただ、金額だけでは決定しませんで、それより低い方でも、市のほうで徴収が困難な方につきましては個別のケースを見て決めております。
- 以上です。
- 分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。関連質疑はありませんね。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 分科会長（西下敦基君） なければ、以上で、企画財政部の審査を終了します。
- ここで執行部は退席となります。お疲れさまでした。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時15分

- 分科会長（西下敦基君） 続きまして、議会事務局・会計課の審査を行います。落合議会事務局長、長尾会計課長、所管する課名を述べてください。落合議会事務局長。
- 議会事務局長（落合和之君） 議会事務局です。所管するところは議会事務局総務係です。
- 以上です。
- 分科会長（西下敦基君） 長尾会計管理者。
- 会計管理者（長尾麻理子君） 会計管理者兼会計課長の長尾でございます。よろしくお願いいたします。
- 分科会長（西下敦基君） それでは、質疑を行います。1件だけ坪井委員から会計課で質疑入っていますのでお願いします。
- 3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。よろしくお願いいたします。会計管理費です。JFTー

L GWANの導入が不要となった理由はということで質問します。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。長尾会計管理者。

○会計管理者（長尾麻理子君） 会計管理者でございます。J F T—L GWANの導入が不要となった理由でございますが、現在、資金移動4や口座振替処理などのデータ伝送処理にはN T T西日本のI S D N回線を利用しております。このI S D N回線が令和6年1月31日をもって終了となることから、新たなデータ伝送方法について各金融機関や関連業者と打ち合わせをする中で検討を進めてまいりました。その結果、当初導入を予定していたJ F T—L G W A Nを導入するL G W A N回線よりもインターネット接続をするV A L U X回線のほうがデータ伝送処理や残高照会、入出金力処理照会などのリアルタイム処理のどちらにも対応することができ、電子証明書をパソコンに導入することにより安全性の確保につながり、さらに毎月のデータ伝送手数料が安価であるといったようなメリットが大きかったことから、そのことが分かったものですから、そのためL G W A N回線を利用しない伝送方法を選択したことに伴いJ F T—L G W A Nの導入も不要となりました。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再度質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。8番。

○8番（鈴木直博君） 8番の鈴木です。インターネット回線による外からの何て言うんですか、侵入、外からインターネット回線を使って侵入してくる悪さをしたりなんかすることができるところがこのJ F何とかというやつは中のシステムを使うという、インターネット外からの侵入を防ぐことができるという、そういうことはないんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。長尾会計管理者。

○会計管理者（長尾麻理子君） 会計管理者でございます。J F T—L G W A Nにしましてはトウカイのコミュニケーションズの製品でして、実際の金融機関とのデータ伝送システムとの間につなぐ高度なセキュリティーを維持した専用のネットワークであります。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。8番。

○8番（鈴木直博君） 素人で申し訳ないのですが、インターネットにつなぐことによって外からの侵入を防ぐことができるということで理解してよろしいですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。長尾会計管理者。

○会計管理者（長尾麻理子君） 会計管理者でございます。先ほどもちょっとお伝えさせていただきましたんですが、それこそ電子証明書をパソコンに導入することにより安全性の確保につながるということで、そちらのほうも業者さんとも話をしまして、詰めていっているものですからこちらのほうでVALUX回線のほうで今後は対応していく予定でございます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

○8番（鈴木直博君） ありません。ありがとうございました。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、以上で議会事務局、会計課の審査を終了いたします。

ここで執行部は退席願います。お疲れさまでした。

休憩して自由討議に入ろうと思いますがよろしいでしょうか。

〔「5分だけ」と呼ぶ者あり〕

休憩 午後 2時20分

開会 午後 2時26分

○分科会長（西下敦基君） それでは休憩を閉じて、ただいまから議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、委員間の自由討議を行います。

テーマについては、最初に上がっていたものは繰越明許費についてと、あと防災の関係で防災ベッドとかが全部減額になったので、その2点が一応、話に上っているんですけど、今日、審議してこれも問題だというものがあつたら自由討議に上げていただければと思います。まず、ちょっとややこしいですけど繰越明許費からいきます。

では、ちょっと自分から、7番ですけど、繰越明許費というのが答弁でもあつたんですけど、当該年度内に事業が終わる支出が翌年度になってしまう場合、その年度で確保していた予算を翌年度に繰越しますというもので、そういった感じで調べて出てきていて、それこそ今年は18件あつて例年だと10件程度しかなかったのが、ちょっと今年は多かつたのではないかとということで、こういったテーマに上ってきたと思いました。繰り越す、繰り越さない、

あと事故繰越みたいなのも話がありましたので、それについて皆さんご意見があればどんどん発言をしていただければと私は思います。それぞれ何か少しでもご意見があればお願いします。16番。

○16番（横山隆一君） それでは私のほうから、16番ですが、先ほど答弁にあったとおり国の第2次補正が大きく出たということで、これまで予定されていた事業が前倒しになっているということで、答弁に対してはやっぱり納得せざるを得ないというか、そういうふうな状況だろうと思うんですね。

しかしながら、繰越明許というのは事故繰越との関連もあるんですが、ただ事故繰越と繰越明許の違いというのが、今、言う不意の事故であったり、やむを得なく繰り越さなければならぬ場合であっても、丹野池の件なんかに関しても内容が極めて微妙で、やっぱり事故繰越の要因に当たるので減額をして、翌年度、もう一度、精査をして予算の組立てをするというようなものというのは、この考え方として繰越明許なのか事故繰越なのかというところがちょっと判然としない部分がある。その判然としないというのは何が問題かと言うと、区分とすると予算計上がされているものが繰越明許であって、そうでないものは事故繰越になっていくわけですよ。その辺の違いもあるのでどうかなというのが確かにあります。

今回は、先ほど言ったように例外的に国の第2次補正があったということが大きな原因なので予算の組立て上、そんなに大きな問題になるというわけではないなということは感じました。

ただ、そこで気になるのは、予算の仕組みとして似たようなものの中では継続費、それと債務負担行為がありますよね。そうしたものが区分として会計を我々が審査をするに当たっては非常に分かりにくいということがあるなということを強く感じています。

○分科会長（西下敦基君） ありがとうございます。ほかにご意見ございますか。

7番ですが、それこそ説明があったように国の補正によるものが14件あったということで、あと納品がやっぱり部品がなかったということで4件、あと災害の道の関係だったか5件ぐらいあったということで、今回、特別にちょっとそういったことが多かったのかなと思いましたが、ただ、こういった繰越明許費の審査というのはあまり今までされていなかったの、今回ちょっと突っ込んだ審議をしてみてよかったのではないかなと私は思いました。

以上です。

ほかの方で何か発言がなければ。ほかに。

○14番（松本正幸君） 自由討議なのでみんなに自由にやってもらったほうがいいと思いま

す。分かる範囲でいいので。

○分科会長（西下敦基君） はい。分かる範囲で誰かほかに。直博委員さんとかは監査とかをやっていて、そこら辺の面からのご意見とかは何か。監査のことを言っただけはまずいかもしれませんけど。

○8番（鈴木直博君） あまり。

○14番（松本正幸君） それは言うてはいけない。

○分科会長（西下敦基君） ご意見があれば。

○8番（鈴木直博君） それと関係なく。

○分科会長（西下敦基君） 関係なく、はい。

○8番（鈴木直博君） 相羽課長が説明をされていた内容というのは私のほうで理解ができたような気がするんです。ですから、どこまでそれが許されるのかという辺が非常に難しいところかなと、まだまだ研究をする余地が残っているのかもしれない。特に今回のやつでこれはまずいのではないかというような感じを受けたというようなものは自分ではありませんでした。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ありがとうございます。ほかのご意見ありませんか。陽仁委員とか何か。では、11番、お願いします。

○11番（横山陽仁君） 11番です。直博さんが最後に言われた明確な理由があるということで、やむを得ない、認められるものだったら全然問題ないと思います。

○分科会長（西下敦基君） ありがとうございます。ほかのご意見ありますでしょうか。3番。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。そもそも繰越明許ということで、こういう制度を設けたというのは、基本的に予算というのは単年使い切りみたいな感じで年度末に使ってしまうというような執行の仕方がまずいから、繰越明許というのを設定して翌年度にそれを持っていこうと、そういうことですよ。

○分科会長（西下敦基君） では、16番。

○16番（横山隆一君） 本来は予算計上されていて、その年度内に全て完結しないといけなわけなんです。ところが様々な理由があってそれが予算執行できない、そのできないものを翌年度へ繰り越すというのが基本的には繰越明許ということなので、今の坪井仲治委員もそうなんです。今回の補正に関しては国の補正が出たもんだから、令和5年度で予定していたものを前倒ししたということに対しての補正なもんですから、本来、純粹ないわゆる

繰越明許というのは先ほど言ったように予算計上されていたものが何らかの理由で執行できなくて翌年にいくということです。

○分科会長（西下敦基君） よろしいでしょうか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、それで私が言った会計年度の独立の原則というのは、これが先ほど言ったように予算計上されたものは当然その年度内に完結をしなければいけないというものだけでも繰越明許されたときに反しないかと言ったら、先ほど相羽課長はこれは例外的なものとしての扱いになるよということを行ったわけですね。ですから、会計年度の原則には反しないといったことなんですね。

○分科会長（西下敦基君） ありがとうございます。7番、今、不経済ってこともね、不効率か、何かそういったようなものも国の予定があるということでありましたが、17番。

○17番（山下 修君） 17番です。建設工事なんかをやっていると、いろいろ先ほども話が出ましたけれども、想定外のものが出てきて工事が進行しないということで繰り越されるということはよくあるんですね。でもそれは1つやむを得ない部分があるのと、あまり工期、工期というような形の中で無理やり押し進めることによって安全性が保たれない、しっかりした工期の算定というのもあると思うんですけども、実質できない期間があったらその分は延ばしてやらないといけない、こういうこともあると思うんですけど、それともう1つは、繰越してそこで物の値段が上ってしまうというようなことがあると、物価スライドとか何とかってまた面倒くさい話にもなってくるということで、本来ならできるだけ繰越しはないほうがいいんでしょうけれども、いろいろな面を考えれば繰り越さざるを得ないことも多々あると思います。

○分科会長（西下敦基君） 14番。

○14番（松本正幸君） 14番。今、議長が言ったのは公共工事のいわゆる前倒しというか、年度当初は工事の発注がうんと少ないじゃないですか、平準化というか、そういったもので特例を認めてやる方法が繰越明許の1つの方法で、先ほど相羽課長が言われたのはそういうことだと思います。

それで、実質的にはやっぱり会計年度独立の原則、これを基本にしながらやらないといけないと思うんですね。ただ、特例をなぜ設けたかということなんですよ。少し前に遡って見てもらうと分かると思うんですけども、国が一旦つけた予算を減らさないためには、要するに工事の発注を2月、3月にやたら発注したという思いが皆さんにあるのではないかなと思います。それはなぜかと言うと、次の年度の予算を減らしたくない、そういう形で



ていたんですよね。それと同時に翌年度へ繰り越すための手続って実質的には繰越の関係についてはその当時からあったんですよ。だけれども基本的に繰越しする手順、いわゆる流れが非常に難しかった、それがあったものですからそういう工事の発注の仕方もされていたということですよね。

ある年になりましたら、やっぱりそういった滑らかさというか、そういったものをやめながら進めていきましょうということで、やっぱり繰越しの基準といったものを設けたということで、財政法の第14条の3が明許繰越、それと事故繰越が財政法第42条のただし書、こういったものについて認められるようになったんですよね。ただし実質的に性質上、予算成立後の関係についてはやっぱりその予算に基づいた予算執行をしましょうということで、実質的にその予算でやりましょうというのが基本にあるよということなんですよ。

それで、国のほうが第2次補正なんかをうんと遅く出すケースがありますけれども、今年もそうだったんですけれども、やっぱりそれによって地方自治体が基本的に負担が大きくなるんですよ。相羽財政課長は負担は生じませんと言ったが、でも実質的には負担は生じるんですよ。そういう事務がそれだけ多くなるということがありますよね。

ただし一般会計の5月が終わるまではその事業は進められていきますので、そういうことに尽きるのではないかなと思いますし、明許繰越の方法を考えてみるといい方法もあるし、あまりよくないなという方法もあるんですね。やっぱりいろいろな事業を進める上では、恐らく何の事業でもそうだと思いますけれども本来のいい面と悪い面が出てくるのではないかなと思います。

少し長くなりますので、この辺で皆さんにまたご意見を伺えばいいのではないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） ありがとうございます。

7番 西下です。先ほど財政課のほうで働き方改革で繰越明許費みたいなのをやって、ちょっと工期を延ばすとか集中させないようなこともあったので、そういった考えもあるのかなと私も思います。

○14番（松本正幸君） それもある。公共工事も働き方改革やる。

○分科会長（西下敦基君） ほかに何か意見がなければ繰越明許費はこの程度にして、もう1つ、それこそ災害の関係の防災の面とか、そちらをやったほうが、やってもいいですよ。

○14番（松本正幸君） 人口もあるよね。

○分科会長（西下敦基君） あと一テーマぐらいでないと難しいです。3番。

○3番（坪井仲治君） 明許費に関して結論としてはどういう結論ですか。正当な理由があればと、自由討議なので認める、認めないというのは。

○分科会長（西下敦基君） 分科会としての方向性というか、そこら辺は立てる必要はないんですけども。

○14番（松本正幸君） 今の分科会の自由討議の必要性というのは、ある補正予算で出てきたものがあつたんですよね、それに対して関係あるものの中から自由討議に選択してテーマにしましたと、それでいいのではないですか。

○3番（坪井仲治君） 討議はするということですね。ただ議論を交わすというか、すみません、分かりました。

○分科会長（西下敦基君） 7番ですが、防災の関係で2つの事業で、危機管理課ですと大規模地震対策等総合支援事業費で、これが家具転倒とか防災ベッド、耐震シェルター、そういったものを扱っていました。もう1つが都市計画課のほうの建築物等耐震改修促進事業がわが家の専門家診断事業とか耐震の診断比較度とか、あと緊急輸送路の関係とブロック塀、あと耐震化の補強の関係になってきて、どちらも大地震に関わるものかなと思うんですけど、なかなかこれが減額されるということで、課題としてはやっぱり周知がうまくいっていないのかなと思いましたので、これに関して皆さんご意見があればお願いいたします。

今まで発言がなかった、須藤委員、東委員とか、何かご意見があれば。

では、14番、お願いします。

○14番（松本正幸君） 先ほど来、TOUKAI—0の制度の関係が出ておりますけれども、制度の創設の背景の中には阪神淡路大震災といった教訓を生かしていこうということの中で、当然、亡くなられた方がかなり多かったということ、それとか住宅の倒壊、家具の転倒による圧死、窒息死、こういったものを防ぐ形でいろいろな支援を考えていきましょと、要するに静岡県としての取組は結構早いほうで、そういった支援制度も充実しているということなんですよ。

やっぱり制度も長くなってくると、それだけにその支援を使わなくなってしまうという面が、ある程度、起こってくるのではないかということの中で、あまり長い期間でなくて要するに総仕上げに向けたロードマップも作られておりますけれども、この間を5年、3年から7年、そういったことで位置づけたのが、今、出てきているわけであります。

それで、都市計画課のほうで進めているものと危機管理課のほうで進めているものは違うんですよ。考え方でありますけれども、まず都市計画課のほうで扱っているものが診断と

補強工事と建替え、住み替え、こういったものがされているかと思います。それで、要するに危機管理課のほうでやっているのが耐震化以外の命を守る対策の促進ということで、防災ベッド、耐震シェルター、こういったものの耐震化以外の対策の普及を実施しているというのが実情だと思います。

それで、今、県のほうは7年でこのTOUKAI-0の関係を春期に充てているということを考えてみると、要するに目標率を95%に置いているわけですが、その残り5%がまだ未達成ということになりますので、そのいわゆる耐震強化に向けた取組をどういうふうにすべきかということ、これの組織をつくってこれから計画しますということで、協議会といったものを集めているということは聞いているんですけども、まだその取組状況の把握はしていないんですけども、やっぱりそういった制度を基本的に取り扱えるようにするのが地方自治体の役割だと思うんですね。

先ほど言ったように高齢化した家庭、それからあとは1人家庭、なかなかそういった耐震が進まない中にはそういった人たちに制度の理解をしていただくための手法が足りないのではないかということが挙げられていると思うんですね。

そういうことで、いわゆるTOUKAI-0の制度といったものが生まれて、今、進捗がされて最終局面を迎えて新たな制度を迎えているということの説明を少しさせていただきましたので、これに対して皆さんのご意見があればお願いをしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） ありがとうございます。16番。

○16番（横山隆一君） 16番です。久しぶりの総務建設委員会だと思っていて、ちょっと分からないところがあったんですが、先ほど言った緊急輸送路の関係であるとかブロック塀の改修事業というのは、先ほど聞いたら緊急輸送路線に関しては3件しかないという話だったんですね。これっていうのは大きい災害が起こったときにブロック塀の倒壊であるとか、あるいは緊急輸送路に関しての取組、防災の取組というのはこれまで総務建設委員会でやってきたわけでいらっしゃるんですが、これは例えば自宅のブロック塀とかを所有されている方が申請をするのか、行政のほうから指導が入るのか、その辺のことがちょっと分からないのであれなんですけど、いずれにしても先ほど気になったのは、言ってみればお金がないのでできないという言い方をしましたよね。私はそこが問題だと思うんですよ。やっぱり、今、言う交通の開放であるとかということ考えた場合に、子どもたちに大分影響もあるんですけども、これっていうのは助成制度を使ってでもできるだけ規制解除ができるような仕組みをつくっていく必要があるのではないかなと思うんですが、ちょっとこれは質問になってしま

うんですが、総務建設委員会の皆さん、そのブロック塀の改修とかについてはどう思いますか。

○分科会長（西下敦基君） 7番 西下です。執行部の回答で、多分、予算がないというのは家の耐震とかだと何百万円、何千万円とかになってくるので、ブロック塀とかでお金がなくてというのは人によってもあると思うんですけど、ブロック塀については行政でも補助の案内を回覧で回したりとか、うちの自治会ですと、一応、こういった縁があって交渉もしたりとかして、なかなか受けてくれないとかというのがあって、ただ補助に当たるところも避難道路、避難する道に面しているブロック塀だったら出るけど、ただ家と家の間とかだったら出ないとか、そういったものもありますので、どこまでしっかり調査しているかというのはちょっと僕もはっきりは言えないですけど、今は2つの事業でまた細かい事業がそれぞれあるので、それぞれがどう対応しているかまではちょっと発言はできないかなと思います。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、ちょっと気になったんですが緊急輸送路は大きな掛浜バイパスであるとか、そういった路線になるんだけど、そうでない私道、市道でないというところでも、例えば、今、言うブロック塀があるようなところがあるわけではないですか。そういったところだって緊急輸送路に出るための路線がもし仮にそこで支障が出たら交通ができないわけではないですか。そういったところへもやっぱりしっかり改修するとか、補強するということをやらないと全体機能としてはうまくいかないのではないかなということが1点。

それと、もう1つは危機管理課における感震ブレーカーであるとか、今、言うベッドの関係であるとかということと、都市計画課で扱うTOUKA I—0の関係、この辺の連携が取れていないような気がしたんですけど、そういうのは。

○分科会長（西下敦基君） 7番 西下です。それこそ自分で耐震がやっぱりなかなか、耐震診断やっても何千万円かかるよと言われてたら諦めるけど、だったら防災ベッドとか耐震シェルターとかを紹介するというのを聞いたら、一応しているという話をされていたので連携はされているのかなと思います。ただ、逆の面で感震ブレーカーで補助して、こういった家具転倒を無料でできますよと言ったら、あ、知らなかったと言って、また紹介しようかという話も出てきたので、知らない方も結構いるのではないかなというのも執行部の意見でもあったのかなと私は思いました。14番。

○14番（松本正幸君） ブロック塀の関係なんですけれども、やっぱり緊急輸送路は大きな

道路とか、それと避難道路と通学路、基本的にそれ以外の道路の関係についてはやっぱり専門的な視野で見ていただくということで、申請をしたいがここが対象となるかどうかということを見てほしいということで、担当課のほうにお話をすれば見に来てくれて基本的にここは該当になりますよということ、それと公道でなければいけないですよ、私道であると基本的に駄目ですよということ、それでブロック塀の高さの関係も出てくる話であって、それと同時に亀裂が入っているのか、それから鉄筋の具合といったものも見てくれますので、それはやっぱり、当然、気になるのでブロック塀の補助を申請したいと連絡を取ることがまず第一ではないかなと思うんですよね。そういうことに基本がしむけられているのではないかなと思います。

あとは危機管理課と都市計画課の連携というか、これは同じ事業で進めているんですよ、TOUKAI-0の事業なので県の住宅課だと思うんですけれども、そこへ行きますと基本的に危機管理課へ出すもの、そして都市計画課へ出すものも、当然、建築確認の関係が出てきますので、そういった住宅の耐震についてはそのところでセクションがあるわけですよ。そういった形でやられているというのは県のほうからも聞いております。ですので、当然、本来は連携させなければいけないでしょうけれども、そういうことになっているのではないかなと思っているんですけれども、課題はあるかと思うんですね。

○分科会長（西下敦基君） ありがとうございます。16番。

○16番（横山隆一君） 16番です。私からたびたびすみませんが、今のお話で住宅に関するTOUKAI-0に関係する耐震診断であるとか、耐震何とかというのは都市計画課でこれまでずっとやられていまして、それで、今、言う例えば道路の関係であるとか緊急輸送路の安全の確認だとか、そういったところというのは菊川市としてトータルでやっぱり菊川市の防災対策はどうだというようなものにしていかないといけないと思うんですよね。

確かにこれまでも阪神淡路大震災であったりとか大きな災害が日本で起こって、そういった危機管理とか、いわゆる危機意識というか、これが何か希薄になっているというか、そのような気がするので、改めてその辺の連携、各課を超えた横断的な菊川市の防災というものを、やっぱり水害もあるんでしょうし、いろんな災害があると思うので、その辺がちょっと連携が取れていないような気がしたので発言をさせてもらったんですけどね。

○分科会長（西下敦基君） 14番。

○14番（松本正幸君） 災害は忘れた頃にやってくるって昔の人が言った言葉であるんですけれども、やっぱり災害は起こってからすごくこういうものに、こういう事業があったかど

うかというのは5年か10年過ぎるともう忘れてしまうんです。やっぱり年々、制度的に説明する、PRする、啓発する、そういったものがないと駄目なんですよね。そういうことだと思うんですよね。

○16番（横山隆一君） 大変いい話になったので。

○分科会長（西下敦基君） 17番。

○17番（山下 修君） やっぱり補助を取りに来る、地震なんかもそうですが、みんな多分あそこは当たるので出ないとか、みなさん圧死だなど思うんですよね。その圧死を防ぐ、石ころで造った建物なので、そうなるのかもしれないけれども、要は第1撃のときに即死にならない、圧死にならないという方法を一番考えるなら、やっぱり耐震シェルターとか耐震ベッド、今、ちょっと見たら耐震シェルターで20万円ぐらいとか、そのぐらいの金額を取られるものですから。特に高齢者が1日の半分以上ぐらいだと、いろいろ寝たりしているような方が被災のときに死なない確立を高めるためには、そのシェルターとか何とかというのに積極的に補助して、家までの改築で何百万円とかはかからないわけで、そういう物を配備するのを促進したほうがいいのではないのか、今まで出たことがないとかってさっき聞きましたけれども、命を守るための対策の方法というのは当然しっかりしないといけない。

○分科会長（西下敦基君） 7番 西下です。ちょっと自分、システムでずっとやっても利用がないというのが防災ベッドとシェルターですかね。防災ベッドは市で20基とか貸し出すとか、何かシステムを変えていかないとちょっと難しいかなと、県の予算とかも使いづらいかもしれませんが私には思いました。ほかの意見お願いします。3番。

○3番（坪井仲治君） 耐震シェルターもベッドもそうなんですけど、耐震を見るのも昭和56年以前の建物ということですけど、それぞれの物が重いもんですからまずフロアの強化をしないことには置けないというような弱点がありまして、確か管体を素材の軽いもので作れば置けると思うんですけど、今の現状の物だとちょっと需要はないような気がします。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ありがとうございます。ほかに今まで発言のない方で、6番、お願いします。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。危機管理課のほうは何かちらっと予算執行が少なかったことは自助の面も大きかったのではないかとおっしゃったように記憶しているんですけども、自助、公助、共助なので自助の面が大きかったみたいな、それはそれでいいことかなとは感じました。

あと、都市計画課のほうの事業なんですけれども、3件のうち1件しか執行していない理由は、2件は高齢者がお住まいの世帯で話がまとまらないということだったので、これは緊急輸送道路で担当課が見ても危ないと思われるお家に声をかけて、うち2件で話がまとまらないということはいざというときにやっぱり危険があるかなとは思っていますので、いつぐらいまでに話をまとめるのかちょっと展望を示していただきたいなとは感じました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ありがとうございます。ほかに。3番。

○3番（坪井仲治君） 今、2件のうち1件のケース、多分あのお家かと思うんですけど、お家の方が要塞のようにブロックを積み上げたというお宅で、そこはもう多分、無理かと思えます。ですから子どもたちの通学路にそこを使わないようにという、今そういう自衛手段を取っているところです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 17番。

○17番（山下 修君） 今のいつ頃までにそれを撤去できるかという話を聞いていると、これはもう特定空き家みたいのもと同じで強制的にどのように撤去ができるかという1つの制度みたいな条例みたいなものをしっかりつくって、強制的にできるという形のをまずつくらないとできないのかなという思いがします。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見は。8番。

○8番（鈴木直博君） 坪井さんが言われたように、もう家を建替えるというのは非常に難しい、ですから家の部屋の中にそういう筐体を設けてベッドを守って命を守るという、そういうやり方をしていくというのもいいのではないかと思います。

○分科会長（西下敦基君） 2番。

○2番（東 和子君） 2番 東です。先ほどの災害の話があったんですけども、要するにTOUKAI-0というのが基本で阪神淡路大震災から始まったという話なんですけども、都市計画課と危機管理課が分離していることによって、要は1つ問題は設備というのと規模とかというのが大分違うんでしょうけども、それはやはり同じ頭なのは1つにもかかわらず2つの課にまたがっていたために、なかなか啓発活動ができていないというのも問題で、要は啓発活動をしていかなければ市民の方にそのサービスは伝わらないわけで、やはりそのところをもっと考えていかないと、毎年、数が少ない、やっています、口コミで言っていますでいってしまっていたら、先ほど言ったように、もう今は水害だけでも災害ですので、多

くの災害がいつ起こるか分からないことであれば、やはりそういう課の体質というか、危機管理という災害という形のグループをつくってやるのが一番いいのではないかと私は思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ありがとうございます。ほかにあれば。7番ですけど、掛川ですと労災に関する市民の何か条例があったと思うので、ちょっとやっぱり市民の意識がなかなか高まらないと事業もそうですが、そういった市の制度、県の制度を利用するとかという意識をやっぱり高めていかないと、なかなかこういった利用も伸びないので、また減額になってしまうのかなと私は感じました。何かご意見あれば。なければ、そろそろこんな感じでよろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） ただいまの質疑や自由討議を基に分科会報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会にて報告させていただきます。分科会報告の作成につきましては正副分科会長に一任願います。

以上で、一般会計予算決算特別委員会総務建設分科会で予定をしておりました全ての審査が終了いたしました。お疲れさまでした。

最後に副委員長、挨拶をお願いいたします。

○副分科会長（坪井仲治君） 3番坪井ですが、今日は長いことお疲れさまでした。十分な審議がされたことと思います。

この後ですが、27日、月曜日に一般会計関係、当初予算、事前通告ということで、これは12時までになっていますのでよろしくお願いします。その事前調整を3月2日、木曜日にまた分科会で行いますので、その点、よろしくお願いします。

本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。

○事務局（本間 陽子 君） 互礼をもって終了しますのでご起立ください。相互に礼。

閉会 午後 3時05分